



第3次伊勢市男女
共同参画基本計画
第3次れいんぼうプラン

平成30年3月



伊勢市男女共同参画都市宣言

私たちは、
美しい自然と豊かな文化に恵まれ、
古くより“お伊勢さん”と親しまれた
このまちを誇りとし、
男女が性別を超え、世代を超え、
人として尊重しあい、
喜びも責任も分かちあい、
共にいきいきと自分らしく生きる
ことのできる伊勢市をめざして、
ここに「男女共同参画都市」を
宣言します。

平成 18 年 7 月 11 日

はじめに

すべての個人が、性別にかかわらず、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かちあいつつ、自らの意思によって、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

本市では、これまで「伊勢市男女共同参画推進条例」及び2次にわたる「男女共同参画基本計画（れいんぼうプラン）」の下、男女共同参画の推進に取り組んできました。

この間、人口減少・少子高齢化の進行、家族形態・就労環境の変化、ライフスタイルや価値観の多様化など、社会を取り巻く環境は急速に変化しています。

しかしながら、いまだに職場・家庭・地域など社会の様々な場面において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行が根強く残るなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く残されています。

このような現状を踏まえ、この度、男女共同参画に関する施策をより計画的・効率的に実施するための「第3次伊勢市男女共同参画基本計画（れいんぼうプラン）」を策定いたしました。

今後も、引き続き、市民の皆様や事業者・団体の皆様と連携、協働して「全ての人が個人として能力を十分に発揮し、共に活躍できる男女共同参画社会」の実現を目指す取り組みを進めてまいります。

むすびに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました伊勢市男女共同参画審議会の皆様をはじめ、パブリックコメント、市民意識調査及び事業所調査などを通じて、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様方に心からお礼申し上げます。

平成30年3月

伊勢市長 鈴木 健 一

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	4
1. 計画策定の趣旨.....	4
2. 計画策定の背景.....	6
3. 伊勢市の状況.....	8
第2章 第2次計画の評価.....	13
1. 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進.....	13
2. 家庭生活における男女共同参画の推進.....	14
3. 働く場における男女共同参画の推進.....	14
4. 意思決定の場における男女共同参画の推進.....	15
第3章 計画の基本的な考え方.....	16
1. 基本理念.....	16
2. 基本目標.....	17
3. 重点的に取り組む項目.....	17
4. 施策体系.....	18
第4章 具体的施策.....	19
基本目標Ⅰ 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進.....	19
基本目標Ⅱ 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進.....	25
基本目標Ⅲ 働く場における男女共同参画の促進.....	30
基本目標Ⅳ 家庭・地域における男女共同参画の推進.....	39
基本目標Ⅴ 人権の尊重と心身の健康支援.....	45
基本目標Ⅵ 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶.....	48
第5章 計画の推進.....	53
資料.....	49

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

男女共同参画社会は、男女共同参画社会基本法第 2 条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」とされています。

本市では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成 18 年に「伊勢市男女共同参画都市」を宣言し、平成 19 年に「伊勢市男女共同参画推進条例」を施行しました。この条例に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 20 年に「伊勢市男女共同参画基本計画（れいんぼうプラン）」、平成 25 年に「第 2 次伊勢市男女共同参画基本計画（れいんぼうプラン）」（以下「第 2 次計画」という。）を策定し、取り組みを進めてきました。

第 2 次計画策定から 4 年が経過し、平成 29 年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）では、「男は仕事、女は家庭」という**固定的性別役割分担**の考え方を否定する市民の割合は後退し、男女の地位について「平等」と考える人の割合にも大きな改善はみられませんでした。また、政策や方針を決定する過程への女性の参画や、家事・育児・介護などへの男性の参画も十分に進んでいない状況にあり、男女共同参画社会の実現にはまだまだ多くの課題が残されています。

国ではこの間、「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定され、男性の働き方・暮らし方の見直しや**男性中心型労働慣行**の是正について強調されているほか、少子高齢化、人口減少などの社会情勢の変化に伴い、女性の潜在的な労働力への期待が高まっていることから、女性の社会参画のみならず、活躍を推進していくことを目指しています。

これらのことから、本市では、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを継承し、発展させていくことを目指し、「第 3 次伊勢市男女共同参画基本計画（第 3 次れいんぼうプラン）」を策定します。

(2)計画の位置づけ

本計画は、伊勢市男女共同参画推進条例第 10 条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたるものです。

さらに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律^{III}第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律^{IV}第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」にも位置づけています。

また、本計画は、伊勢市総合計画の個別計画に位置づけられ、関係する県の上位計画や、本市の諸計画と整合を図っています。

(3)計画の期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 34（2022）年度までの 5 年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況など、必要に応じて見直しを行います。

2. 計画策定の背景

(1)世界の動き

国際連合は、女性の地位向上を目指した世界規模の行動を行うため、昭和 50 年を「国際婦人年^v」と定めて、「女性の地位向上のための世界行動計画」を採択し、その後 10 年を「国際婦人の十年^{vi}」として、世界の国々に対して女性の地位向上のための積極的な取り組みを呼びかけました。

昭和 54 年には、女子差別の撤廃と男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）^{vii}」が採択されました。

また、平成 7 年には、第 4 回世界女性会議がアジアで初めて北京で開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」では、貧困、教育、健康など 12 の重大問題領域に沿って、エンパワーメント^{viii}を図るためのアジェンダ（予定表）を記載しており、女性の地位向上のための国際基準となっています。

そして、平成 12 年には、国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、各国の決意表明や理念をうたった「政治宣言」と、行動綱領の実施促進を図る「更なる行動とイニシアティブに関する文書」（成果文書）が採択されました。

平成 17 年には「北京+10（第 49 回国連婦人の地位委員会）」、平成 27 年には、「北京+20（第 59 回国連婦人の地位委員会）」が開催され、北京宣言と行動綱領の完全実施を求める宣言が採択されました。

(2)国の動き

国では、国連をはじめとする国際的な動きに対応して、昭和 52 年に「国内行動計画」を策定し、女性の地位向上に関する総合的な取り組みが始まりました。昭和 60 年には、「女子差別撤廃条約」を批准し、翌年、**男女雇用機会均等法^{ix}**が施行されました。

また、平成 11 年には、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置づけ、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成を促進することが明記されました。

これを受け、平成 12 年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、平成 13 年には、配偶者からの暴力に係る通報や相談・保護・自立支援などを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」が施行されました。

平成 17 年には、国内外の様々な状況の変化に対応するために、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定され、以後 5 年ごとに計画の見直しが行われ、平成 27 年に「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。同計画では、男性の働き方や暮らし方に焦点を当てていることが特徴となっています。また、潜在的な労働力として女性を捉え、経済成長を目指し、女性の参

画に加えて、女性の活躍推進について言及されています。

平成 26 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、平成 28 年には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が改正され、暴力や人権侵害から被害者の保護を図っています。

平成 28 年には、「女性活躍推進法」が全面施行されました。同年 5 月に開催された伊勢志摩サミットにおいては、「女性の活躍」が議論され、G7 伊勢志摩首脳宣言においても「女性の活躍」は世界経済が強く安定的に成長するために必要不可欠なものとして位置づけられました。

(3)三重県の動き

三重県では、「国際婦人年」に始まる世界的な動きや、国の「国内行動計画」の策定を受けて、昭和 54 年に県内初の行動計画となる「三重県の婦人対策の方向」を策定しました。

その後、昭和 62 年には、「みえの第 2 次行動計画—アイリスプラン」、平成 7 年には、「みえの男女共同参画推進プラン—アイリス 21」を策定し、男女共同参画に向けた取り組みが進められました。また、平成 6 年には三重県女性センター（三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」）が開館しました。

平成 12 年には、社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町が協働して取り組み、男女共同参画社会を実現することを目的に「三重県男女共同参画推進条例」が制定・公布されました。これを受け、平成 14 年に「三重県男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画意識の普及や啓発を行ってきました。平成 23 年には「第 2 次三重県男女共同参画基本計画」が策定され、その後の社会情勢の変化等を踏まえ、平成 28 年に改定されています。

(4)伊勢市の動き

本市では、平成 17 年、4 市町村の合併を機に新たな伊勢市として、平成 18 年 7 月 11 日に「男女共同参画都市」を宣言し、市の内外に男女共同参画を推進していくという決意を表明しました。

平成 19 年には、性別によることなく、個人の特性や能力を發揮し、ともに生き生きと暮らす男女共同参画社会を実現するため、「伊勢市男女共同参画推進条例」を制定、施行しました。この条例に基づき、平成 20 年、「伊勢市男女共同参画基本計画（れいんぼうプラン）」、平成 25 年には「第 2 次計画」を策定し、男女共同参画の推進に関する取り組みを積極的に進めながら、今日に至っています。

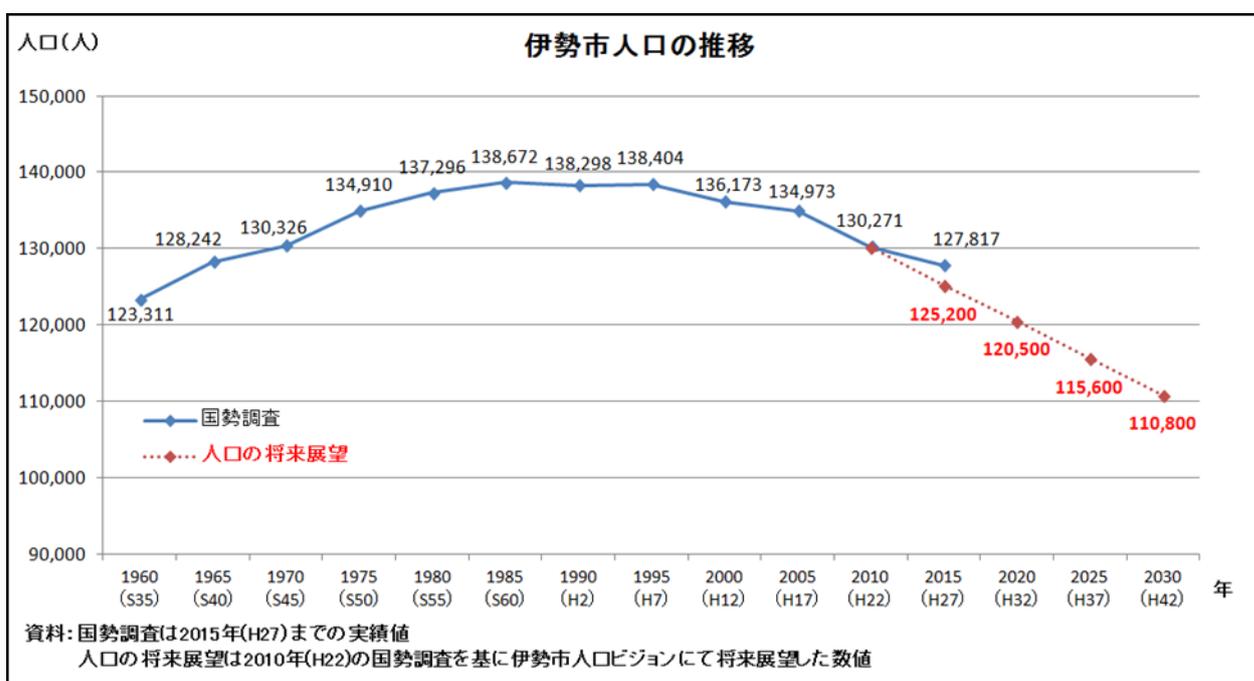
3. 伊勢市の状況

(1) 少子高齢化の進行

① 人口の推移・世帯数

本市の総人口は、昭和 60 年の 138,672 人をピークに減少に転じており、平成 27 年の人口は 127,817 人となっています。

その一方で、世帯数は平成 27 年においても増加しており、一世帯あたりの人員が減少していることから、核家族世帯や単身世帯が増えていることがうかがえます。



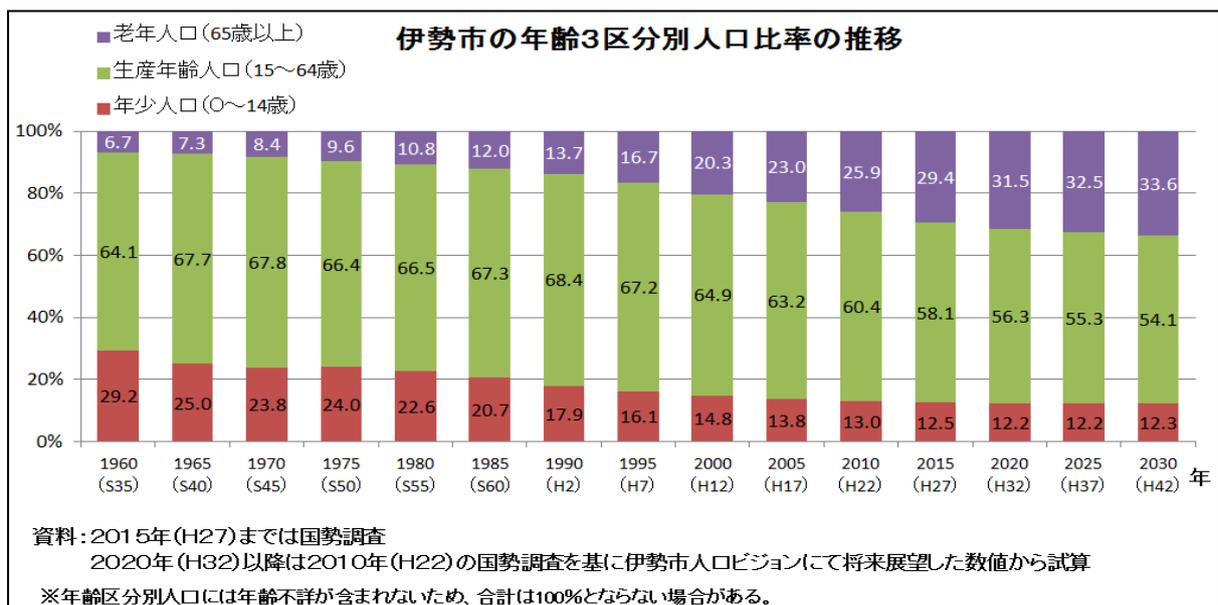
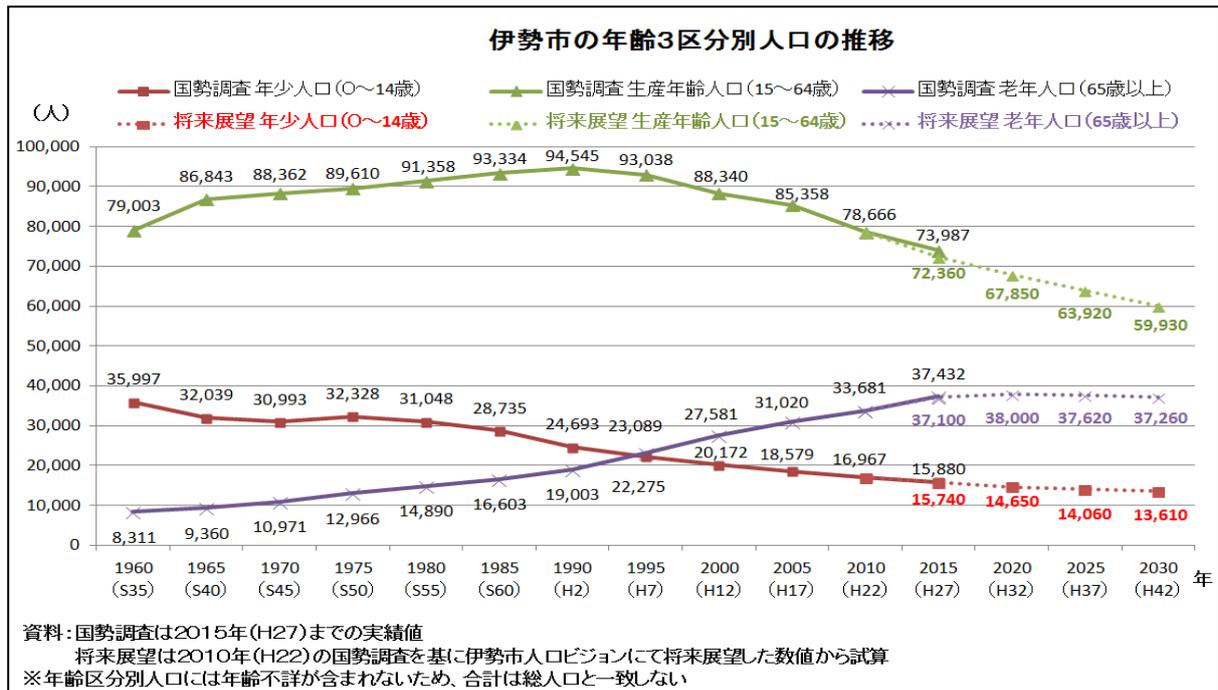
年次	人口(人)	男(人)	女(人)	世帯数
昭和 35 年	123,311	57,729	65,582	26,765
昭和 40 年	128,242	60,247	67,995	30,235
昭和 45 年	130,326	61,478	68,848	33,757
昭和 50 年	134,910	63,891	71,019	36,821
昭和 55 年	137,296	65,008	72,288	39,535
昭和 60 年	138,672	65,398	73,274	41,019
平成 2 年	138,298	65,102	73,196	42,585
平成 7 年	138,404	65,293	73,111	45,457
平成 12 年	136,173	64,413	71,760	46,957
平成 17 年	134,973	63,856	71,117	49,045
平成 22 年	130,271	61,482	68,789	49,361
平成 27 年	127,817	60,467	67,350	50,938

資料：国勢調査

② 人口の構成

平成 27 年の年齢 3 区分別人口は、年少人口 15,880 人（12.5%）、生産年齢人口 73,987 人（58.1%）、老年人口 37,432 人（29.4%）で、生産年齢人口比率と年少人口比率の低下が続いており、老年人口比率が高まっています。

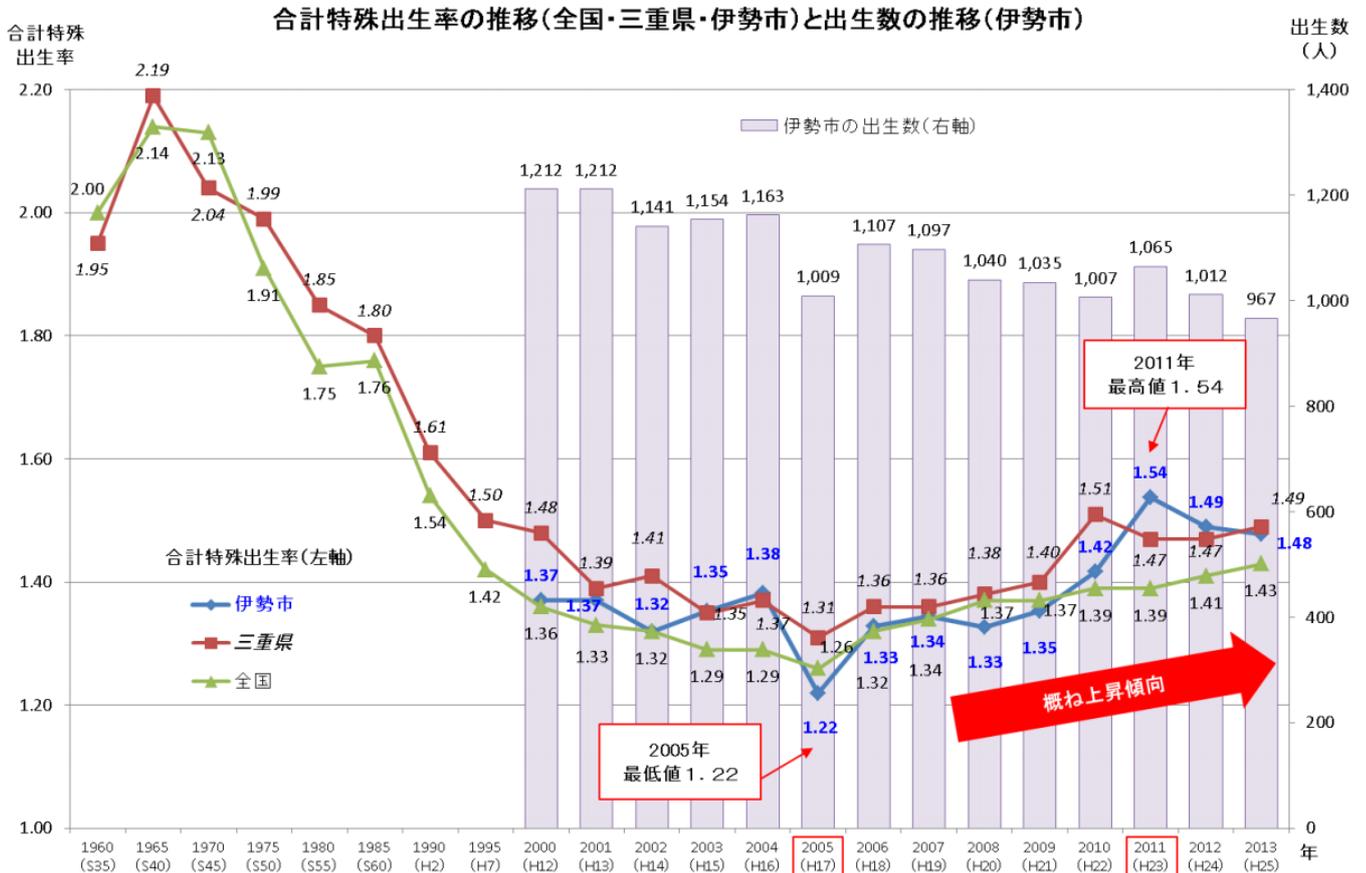
高齢化が進むと、仕事と育児や介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多くなります。介護・育児・就労等の多様な問題に対して、男女が共に支え合い、また地域全体で助け合う社会の実現が求められます。



③ 合計特殊出生率^{xi}の推移

本市の出生数は、統計を取り始めた平成12年以降、減少傾向にあります。

合計特殊出生率は、平成23年に1.54となるなど、全国平均を上回っていますが、人口置換水準^{xii}の2.07とは大きな差があります。



資料：三重県衛生統計年報、人口動態統計

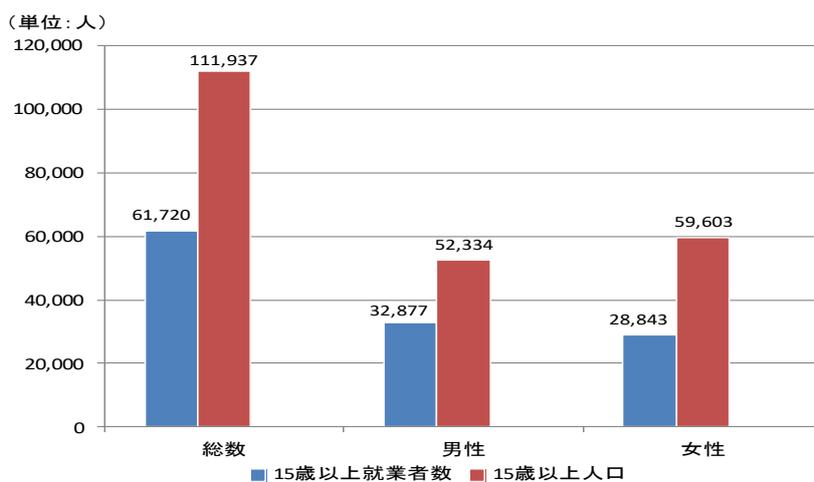
資料：伊勢市人口ビジョン

(2)就労状況

① 15歳以上就業者数

平成27年の国勢調査をみると、15歳以上の就業率は55.1%で、性別では男性が62.8%、女性が48.4%となっています。産業別の就業者数は、男女とも第3次産業が多くなっており、特に女性の割合が高くなっています。しかし、女性の第3次産業への就業者以外では、前回調査時よりも就業者数が減少しています。

15歳以上就業者数

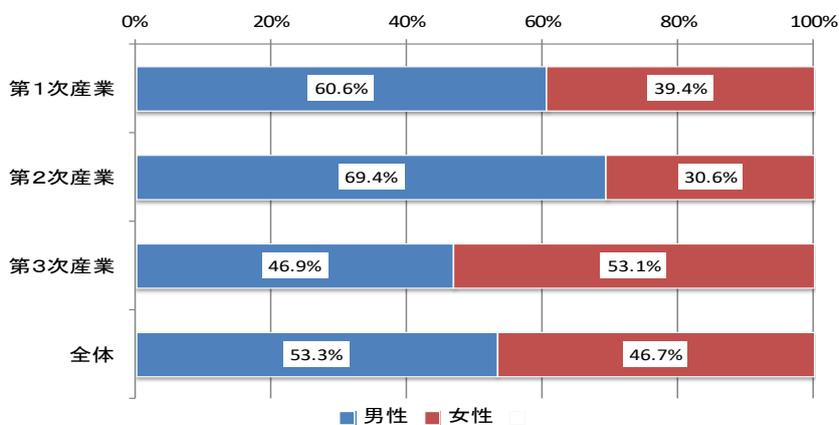


	総数	男性	女性
15歳以上就業者数	61,720	32,877	28,843
15歳以上人口	111,937	52,334	59,603
就業率	55.1%	62.8%	48.4%

資料：平成27年国勢調

査

産業（大分類）、男女別15歳以上就業者数



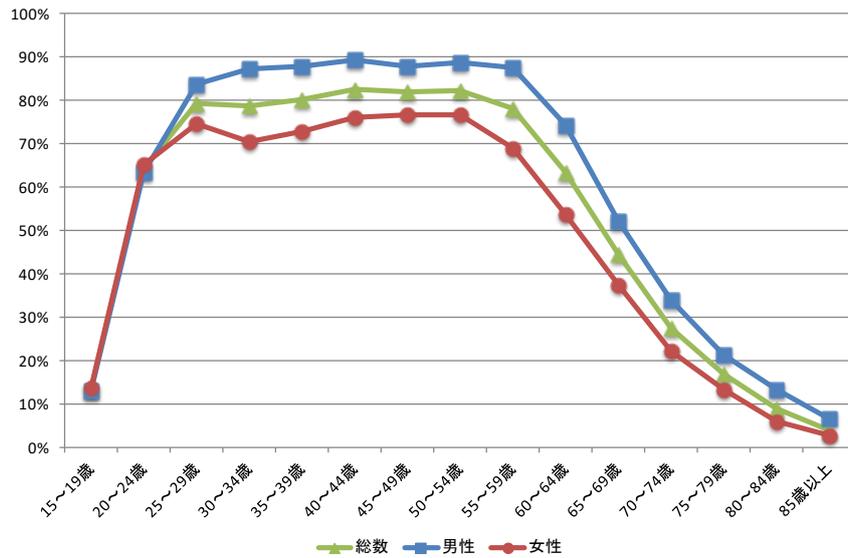
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	全体
総数	1,622	15,939	41,702	61,720
男性	983	11,067	19,557	32,877
女性	639	4,872	22,145	28,843

資料：平成 27 年国勢調査

② 年齢・性別就業者数

年齢階層別就業者数を男女別にみると、男性は 25 歳から 60 歳まで大きな変化がないの
と比較し、女性は、出産・子育て期にあたる 30 代で大きく低下し、40 代で再び上昇する M
字カーブを描く傾向となっています。

年齢（5 歳階級）、男女別 15 歳以上就業者数

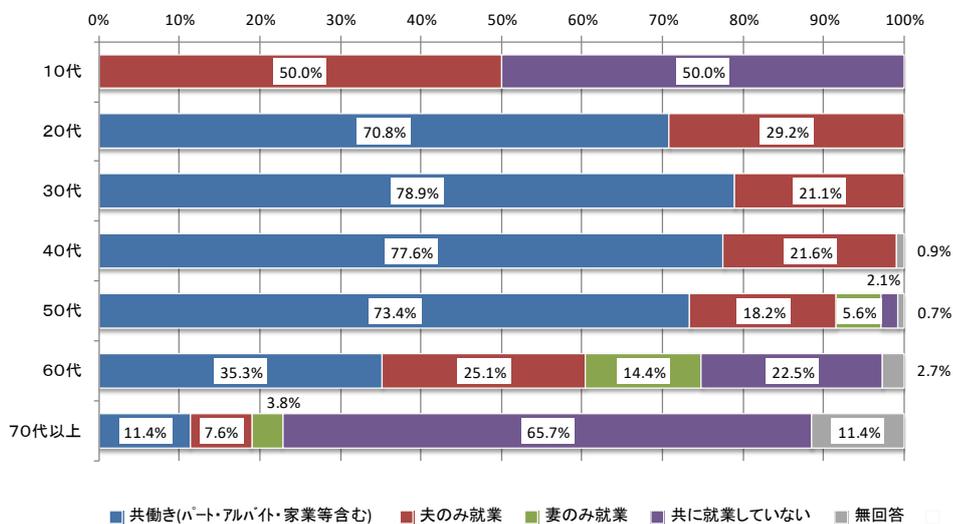


資料：平成 27 年国勢調査

③ 夫婦の就業状況

市民意識調査における夫婦の就業状況をみると、共働きの夫婦が 20 代から 60 代で最も多
く、特に 20 代から 50 代まででは 7 割を超えており、平成 24 年調査時よりも 10 ポイント
程度上昇しています。

年代別夫婦の就業状況



第 2 章 第 2 次計画の評価

平成 25 年に策定した第 2 次計画では、国、県の動きや、市民の意識、ニーズ等を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指して、6 つの基本目標と 18 の施策の方向に基づき、達成すべき成果目標を設定し、各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、具体的施策を推進する個別事業の実施状況について伊勢市男女共同参画審議会による第三者評価を行い、市のホームページにおいて、その結果を公表しました。

第 2 次計画における成果目標の達成状況は、次のとおりです。

◆ 成果目標の達成状況

第 2 次計画では、計画期間平成 25 年度から平成 29 年度までに達成すべき成果目標として次の 10 項目を設定しました。

達成状況の現状値と目標値を比較すると、目標値を達成した項目はありませんでしたが、「」を付した 6 項目では改善傾向が見られました。

1. 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

○市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」への否定率（男女全体で）

固定的な性別役割分担意識の解消のため、意識啓発や学校などにおける教育の推進に取り組みましたが、第 2 次計画策定時の 76.3% に対し、現状値 52.3% と後退する結果となりました。各事業についてさらなる取り組みが必要です。

基準値（平成 24 年）	目標値（平成 29 年）	現状値（平成 29 年）
76.3%	80.0%（以上）	52.3%

○市民意識調査における「パートナーの日」を知っている人の割合

市民団体と市が協働してパートナーの日の周知啓発に取り組みましたが、認知度は後退する結果となりました。特に、若い世代の認知度が低いため、世代に応じた周知啓発を工夫することが必要です。

基準値（平成 24 年）	目標値（平成 29 年）	現状値（平成 29 年）
10.4%	50.0%（以上）	8.7%

○男女共同参画に関する講座などの男性参加者の割合

男女共同参画を進めることは、男性にとっても暮らしやすい社会を築くことであることから、男性の参加の拡大に努めました。男性のみの参加人数を把握することが困難なイベントもあり現状値は後退する結果となりましたが、参加者からは概ね好評を得ているため、今後も男性が参加しやすい取り組みを実施していくことが必要です。

基準値（平成 24 年）	目標値（平成 29 年）	現状値（平成 29 年）

27.4% (平成 23 年)	40.0% (以上)	17.2% (平成 28 年)
-----------------	------------	-----------------

2. 家庭生活における男女共同参画の推進

○市民意識調査における「男女の地位の平等（家庭生活）」について「平等」と考える人の割合

第2次計画策定時の 25.3%に対し、現状値 28.0%とわずかに改善したものの、ほぼ横ばいの結果となりました。事業を着実に実施しているものの、市民が男女平等の実感を得られるまでには至っていません。各事業について、さらなる取り組みが必要です。

基準値 (平成 24 年)	目標値 (平成 29 年)	現状値 (平成 29 年)
25.3%	50.0% (以上)	28.0% 

○地区みらい会議（まちづくり協議会）における代議員の女性参画率

第2次計画策定時の 17.0%に対し、現状値 18.2%とわずかに改善したものの、ほぼ横ばいの結果となりました。地域住民の意識改革や理解促進についてさらなる取り組みが必要です。

基準値 (平成 24 年)	目標値 (平成 29 年)	現状値 (平成 29 年)
17.0%	40.0% (以上)	18.2% 

3. 働く場における男女共同参画の推進

○「賃金」に対する男女平等感について、女性の回答のうち「男性が優遇」「どちらかという男性」の比率

第2次計画策定時の 72.0%に対し、現状値 68.4%とわずかに改善したものの、ほぼ横ばいの結果となりました。各事業について、さらなる取り組みが必要です。

基準値 (平成 24 年)	目標値 (平成 29 年)	現状値 (平成 29 年)
72.0%	50.0% (以下)	68.4% 

○「人事配置や昇進」に対する男女平等感について、女性の回答のうち「男性が優遇」「どちらかという男性」の比率

第2次計画策定時の 74.6%に対し、現状値 71.6%とわずかに改善したものの、ほぼ横ばいの結果となりました。各事業について、さらなる取り組みが必要です。

基準値 (平成 24 年)	目標値 (平成 29 年)	現状値 (平成 29 年)
74.6%	50.0% (以下)	71.6% 

○農業従事者の**家族経営協定**^{xiii}締結数

農業などの家族経営の事業に従事する女性が、仕事と家事の区別なく働き続けることを解消できるよう労働条件の改善を働きかけ、家族経営協定の普及促進に努めました。

基準値 (平成 24 年)	目標値 (平成 29 年)	現状値 (平成 29 年)
---------------	---------------	---------------

21 件	25 件（以上）	23 件 
------	----------	--

4. 意思決定の場における男女共同参画の推進

〇市の審議会、委員会などへの女性の登用率 40%

第2次計画策定時の23.5%に対し、現状値は21.9%と後退する結果となりました。審議会等委員への女性の積極的登用について、所属長宛に要請するとともに、庁内調整会議において附属機関への女性委員登用推進の強化について働きかけ、しゅみを定めました。今後も女性登用の積極的な働きかけと、審議会等で発言できる女性の人材の育成が必要です。

基準値（平成 24 年）	目標値（平成 29 年）	現状値（平成 29 年）
23.5%	40.0%（以上）	21.9%

〇市の係長以上の女性職員の割合

市における女性の係長以上の職員の登用を進めましたが、現状値は、ほぼ横ばいの結果となりました。平成 28 年 4 月に定めた女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づき、女性の採用・登用の拡大に取り組んでいく必要があります。

基準値（平成 24 年）	目標値（平成 29 年）	現状値（平成 29 年）
29.6%	35.0%（以上）	31.3% 

※基本目標5及び基本目標6の成果目標は設定していなかったため記載無し

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、「伊勢市男女共同参画推進条例」に明記されている次の5つの基本理念に基づき、男女それぞれが個人として自分の個性と能力を十分に発揮しつつ、他の人権を尊重し、責任を分かち合う「男女共同参画社会の実現」を目指します。

＜伊勢市男女共同参画推進条例における基本理念＞

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が均等に確保されることその他男女の人権が尊重されること。

2 社会における制度等の見直し

男女が、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行にとらわれることなく、自立した個人として、自己責任に基づく自由な意思によって生き方を選ぶことができることととも、多様な生き方及び個性が互いに尊重されること。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市の政策並びに社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

4 家庭生活における活動と仕事等その他の活動の両立

男女が、互いの協力及び社会の支援のもとに、育児、介護等の家庭生活とこれ以外の職業生活、地域生活その他生活との両立ができること。

5 国際的協調

男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意すること。



男女共同参画社会の実現

2. 基本目標

本市における男女共同参画に関する現状データや第2次計画の取り組み状況から、市民全体の性別役割分担意識の解消や家庭や職場における男女共同参画は大きく進んでいないことがわかりました。本計画においても、基本的な方向性として、第2次計画の体系をおおむね継続していくものと考え、次の6つの目標を掲げ、基本理念に基づき、全ての人が個人として、能力を十分に発揮し、共に活躍できる「男女共同参画社会」の実現を目指します。

【6つの目標】

- I 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進
- II 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- III 働く場における男女共同参画の促進
- IV 家庭・地域における男女共同参画の推進
- V 人権の尊重と心身の健康支援
- VI 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

3. 重点的に取り組む項目

少子高齢化が進む社会情勢において、本市においても急速な人口減少が予想されています。今後、活力ある地域社会を形成するためには、男女が共に自分の個性と能力を十分に発揮することが不可欠であり、男女共同参画の意識を普及することが重要です。

さらに、共働き世帯の増加など、女性の社会進出が進んでいることから、働くことを望む女性が自己の能力を最大限に発揮できるような職場環境づくりを行っていく必要があります。同様に、社会の様々な分野への女性の参画や活躍を促進していくための働きかけや仕組みづくりをしていく必要があります。

また、これまで、まちづくりにおける男女共同参画の推進として、地域の防災に関する取り組みにおいて、避難所運営等に男女双方の視点を持つことの必要性を伝えてきました。今後も、研修会や防災講習会等を通じた情報発信のほか、地域防災組織や日常的な防災活動への女性の参画を促進し、男女共同参画の視点に立った、安全・安心なまちづくりを進めていくことが必要です。

これらの取り組みを効果的に実施するため下記の3つを本計画における重点項目とします。

- 1 男女共同参画の意識普及の推進
- 2 女性の活躍推進

3 防災における男女共同参画

4. 施策体系

全ての人が個人として能力を十分に発揮し共に活躍できる 男女共同参画社会の実現	【基本目標】	【施策の方向】	【重点項目】
	I 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	①男女共同参画に関する広報・啓発の充実 ②生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実 ③学校等における男女共同参画教育の推進 ④国際的視野に立った男女共同参画の推進	男女共同参画の意識普及の推進
	II 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	⑤市の審議会、委員会等への女性登用促進 ⑥女性職員の管理・監督職への登用促進 ⑦事業所や各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進	女性の活躍推進
	III 働く場における男女共同参画の促進	⑧雇用の場における男女共同参画の推進 ⑨ワーク・ライフ・バランス ¹⁴ の推進 ⑩女性の就労・能力開発のための支援	女性の活躍推進
	IV 家庭・地域における男女共同参画の推進	⑪家庭生活における男女共同参画の推進 ⑫地域活動における男女共同参画の推進 ⑬育児・家庭介護支援の充実 ⑭男女共同参画の視点に立った防災活動の推進	防災における男女共同参画
	V 人権の尊重と心身の健康支援	⑮性別に左右されない人権尊重の意識づくり ⑯生涯にわたる健康の支援 ⑰性と生殖に関する健康支援の充実	
VI 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	⑱暴力を許さない社会の意識づくり ⑲ドメスティック・バイオレンス ¹⁵ への対策 ⑳セクシュアル・ハラスメント ¹⁶ 等への対策		

施策の方向のうち、⑤～⑭は、女性活躍推進法に定める市町村推進計画に位置づける項目
 施策の方向のうち、⑱～⑳は、配偶者暴力防止法に定める市町村基本計画に位置づける項目

第4章 具体的施策

基本目標Ⅰ 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

(1)現状と課題

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する市民の割合が約半数にとどまるなど、市民の意識の中には、固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見、長い歴史の中で培われてきた社会制度や慣行が根強く残っています。

こうした状況は、男女の多様な生き方の選択や能力発揮を阻害することにもつながるため、市民の意識の中に形成された固定的な性別役割分担意識の解消や人権の尊重を基本とした男女共同参画に関する意識の形成などが大きな課題となっています。

その理解を促すための広報・啓発活動及び学習機会の充実、教育の推進は、他の全ての取り組みの根幹をなす基盤的な施策です。

本市では、男女共同参画に関する理解と関心を深めるとともに、男女共同参画に関する取り組みが積極的に行われるようにするため、条例で8月17日をパートナーの日と定めています。家庭や職場等身近なところから、男女の役割分担を見直し実践することで理解と認識を深めてもらえるよう啓発活動を強化する必要があります。

特に、固定的な性別役割分担意識は、男性により強く残っている状況がみられることから、男性に対する啓発を充実することが重要です。

市民意識調査では、学校・教育の場での男女平等意識に関して、「平等」と感じる人の割合が約6割を占め、他の分野に比べると相対的に男女の平等意識が高くなっています。次代を担う子どもたちや教育関係者をはじめとした大人に対して、男女共同参画の基本理念が理解され、意識が広く浸透するよう、学習機会の充実、教育の推進が求められます。

また、男女共同参画社会の形成は、国際社会における様々な取り組みと密接な関係があり、国際社会の一員として国際的な連携・協力のもとに行うことが望まれています。本市においても、こうした趣旨を踏まえ、情報の収集や提供などを通じて国際的協調に努めることが必要です。

(2)めざす姿

○学校等において男女共同参画に関する学習機会が提供され、一人ひとりが自分らしく生きることのできる社会が形成されている。

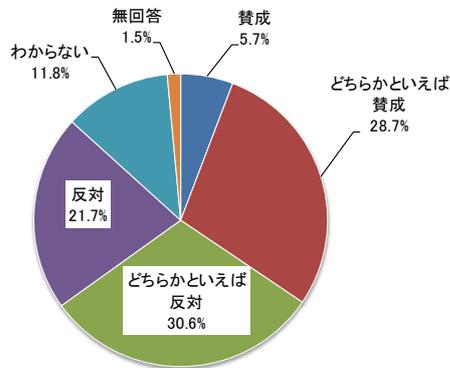
○生涯を通じて男女共同参画に関する学習機会が提供され、社会制度や慣行が見直されている。

○固定的な性別役割分担意識や性差による偏見が解消され、男女共同参画意識が広く浸透して

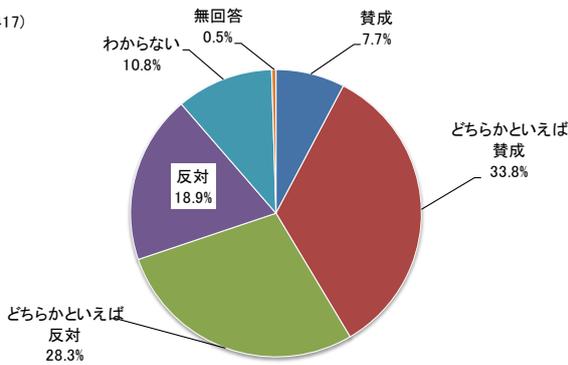
いる。

「男は仕事、女は家庭」という考え方への認識

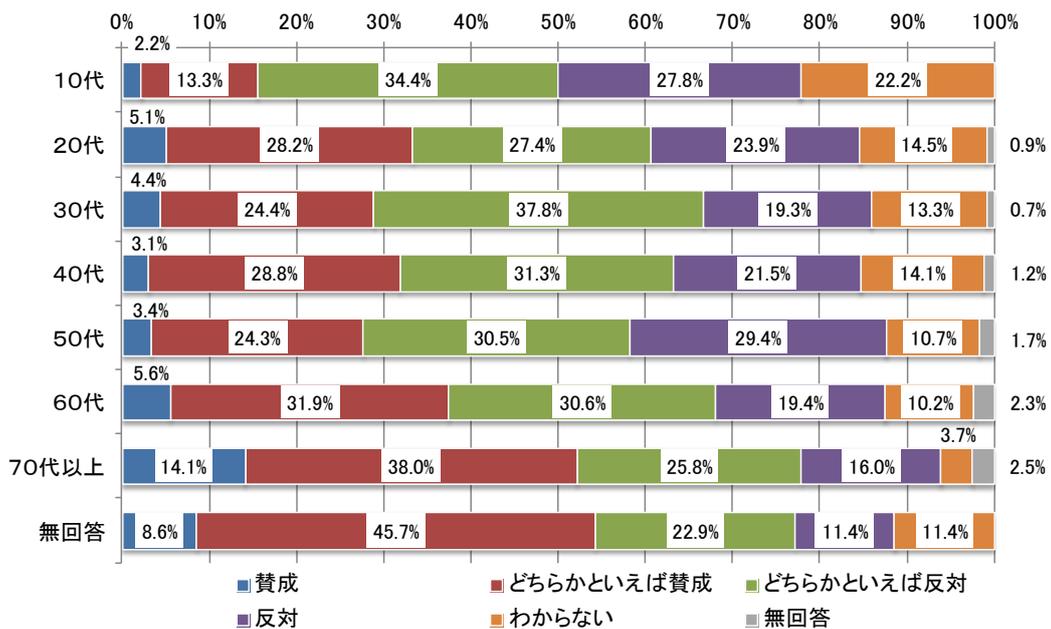
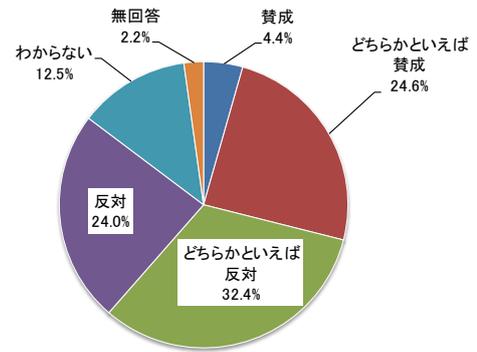
全体
(N=1,096)



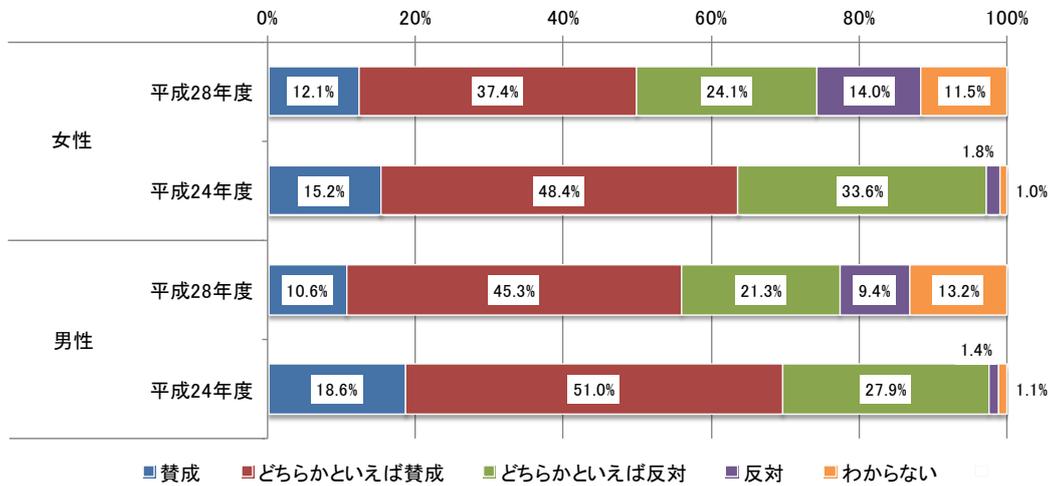
男性
(N=417)



女性
(N=642)

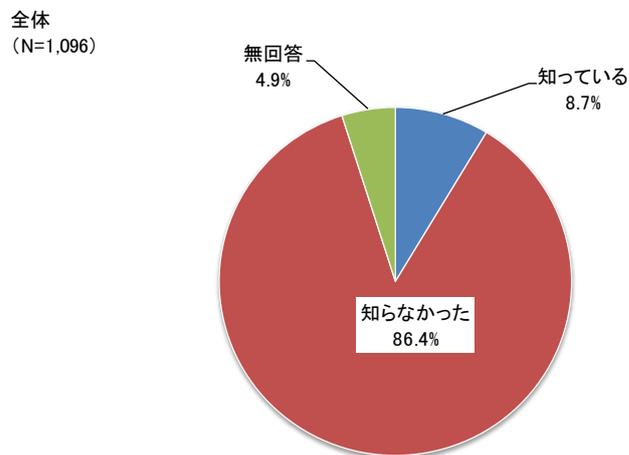


「女性は結婚したら、家事、育児などを中心に生活したほうがよい」という考え方への認識



資料：平成 29 年市民意識調査

「パートナーの日」（8月17日）を設けていることの認知度



資料：平成 29 年市民意識調査

(3) 施策の方向

① 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

固定的な性別役割分担意識の解消に向け、広く市民に関心をもってもらえるよう、効果的な意識啓発事業や情報提供を積極的に進めるとともに、男女共同参画を推進する関係団体との連携・協働した取り組みを進めます。

番号	施策	内容
1	市広報紙などによる啓発	広報いせやリーフレットなどを通じた、わかりやすく実践につながる情報発信に取り組みます。
2	パートナーの日 (8月17日)の推進	「パートナーの日」のねらいを周知し、様々な場で相手を思いやる実践ができるよう啓発活動を推進します。
3	市民との協働による意識啓発	市民団体との連携を図り、男女共同参画の視点に立った学習機会の充実を図ります。
4	定期的な意識の把握と啓発活動	男女共同参画に関する市民の意識をアンケートなどにより定期的に把握し、取り組みの成果を評価するとともに、新たな施策への反映を図ります。

② 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実

大人自身が固定的な性別役割分担意識や慣習にとらわれず主体的にあらゆる分野に参画することは、子どもの価値観へも大きな影響をもたらすと考えます。誰もが主体的に学ぶことができる機会の充実に取り組みます。

番号	施策	内容
5	講演会、セミナーなどの開催と支援	講演会やセミナーなどを開催し、指導者の育成を進めるとともに、市民・事業者による取り組みを支援します。
6	誰もが参加しやすい講座・セミナーなどの開設	誰もが参加しやすい講座・セミナーなどの開催を目指し、託児サービスの充実、開催時間の配慮、内容の工夫などを行います。
7	男性への啓発	男性に向けた取り組みを積極的に行います。

③学校等における男女共同参画教育の推進

性別にかかわらず個性と能力を発揮できるようにするため、子どもの頃からの学習や学校等における教育活動全体を通じて、性別にとらわれない生き方や働き方を示すなど、学ぶ機会の提供に努めます。

また、日常的に子どもたちと多くの時間を過ごす教職員等や保護者へも男女共同参画についての研修を進めます。

番号	施策	内容
8	学校教育における推進	子どもたちが社会における女性の参画について正しい知識を習得するとともに、すべての子どもが自分の将来に展望を持ち、自己実現を図れるように、学校、家庭、地域などにおける男女の相互協力や男女の対等な社会参画について学ぶ教育の推進に努めます。
9	人権教育の推進	子どもたちが、様々な人権問題を自分の生活や生き方と重ね合わせて考え、すべての人の人権尊重に向けて、実践行動に移していけるように人権学習の充実に努めます。
10	教育や保育に携わる教職員等に対する研修の充実	学校・幼稚園・保育所などの教育・保育の場において、子どもたちと直に接する教職員や保育士などを対象とした研修の機会を充実し、男女共同参画意識の高揚を図ります。
11	保護者への推進	学校行事、PTA活動などを通じて、保護者や地域に男女共同参画の理念がさらに広がるよう取り組みを進めます。
12	メディア・リテラシー ¹⁷ の向上	成長途中の子どもの人格形成に大きな影響力をもつメディアに対し、正しく情報を判断し、活用できる能力の育成に努めます。

④国際的視野に立った男女共同参画の推進

社会で多様な個性や能力を十分発揮することができるよう、情報の収集や提供、国際理解について学ぶ機会を通じて、国際的協調に努めます。

番号	施策	内容
13	国際社会の情報の収集、提供	男女共同参画に関する国際的な情報を収集し、必要に応じ提供を行います。
14	多文化共生の推進	日本と外国の歴史・文化や生活習慣、言葉を学ぶ機会をつくります。

(4)成果目標

目標項目	現状値（平成 29 年 度） （2017 年 度）	目標値（平成 34 年 度） （2022 年 度）
市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」への否定率（男女全体で）	52.3%	70.0%
市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」への否定率（10 代）	62.2%	80.0%
市民意識調査における「パートナーの日」を知っている人の割合	8.7%	30.0%

（参考）

男女共同参画に関する国際的な指数

日本は、GII（ジェンダー不平等指数）では 21 位ですが、GGI（ジェンダーギャップ指数）では、144 か国中 114 位と、平成 27 年の 101 位、平成 28 年の 111 位よりさらに順位を下げています。女性の政治・経済への参画率が低いことなどが影響しています。

GII（平成 27 年）
（ジェンダー不平等指数¹⁸）
21 位/159 か国

順位	国名	GII 値
1	スイス	0.040
2	デンマーク	0.041
3	オランダ	0.044
4	スウェーデン	0.048
5	アイスランド	0.051
6	ノルウェー	0.053
6	スロベニア	0.053
8	フィンランド	0.056
-	-	-
21	日本	0.116

国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。（妊産婦死亡率、国会議員の女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別）等）

GGI（平成 29 年）
（ジェンダー・ギャップ指数¹⁹）
114 位/144 か国

順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.878
2	ノルウェー	0.830
3	フィンランド	0.823
4	ルワンダ	0.822
5	スウェーデン	0.816
6	ニカラグア	0.814
7	スロベニア	0.805
8	アイルランド	0.794
-	-	-
114	日本	0.657

経済、教育、保健、政治の分野毎に各使用データをウエイト付けして総合値を算出。その分野毎総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。0 が完全不平等。1 が完全平等。

※GIIについては、国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書」より、GGIについては、世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より作成

基本目標Ⅱ 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

(1)現状と課題

社会のあらゆる分野における政策や方針を決定する過程においては、多様な視点や考え方を反映させるため、男女が対等に参画し、責任を担うことが必要です。

国は、平成 15 年に、「社会のあらゆる分野において、平成 32（2020）年までに、指導的地位に占める女性の割合が少なくとも 30%程度になるように期待する」との目標を掲げ、取り組みを進めてきました。しかし十分進んでいないことから、女性活躍推進法に基づき、地方自治体や 301 人以上の労働者を雇用する事業主に対し、女性の採用・登用・能力開発などのための事業主行動計画の策定・公表を義務付けています。

本市では、審議会等の女性委員の登用は平成 29 年 4 月 1 日現在で 21.9%と目標値である 40.0%を下回っており、いまだ登用が進まない分野も残されています。また、市の係長以上の女性職員の割合についても目標値を下回っており、引き続き、市のあらゆる分野において女性の登用が進み、男女の意見がバランスよく反映されるよう、取り組みを進めていかなければなりません。

市民意識調査によると、政策・方針決定の場へ女性の参画が増えるためには、「女性が参画することへの抵抗感をなくすことが必要である」という回答が、約 3 割となっているほか、「男性優位の組織運営、意識を変革すること」が平成 24 年調査時よりも増加するなど、個々の意識の変革が必要と感じている割合が高くなっています。

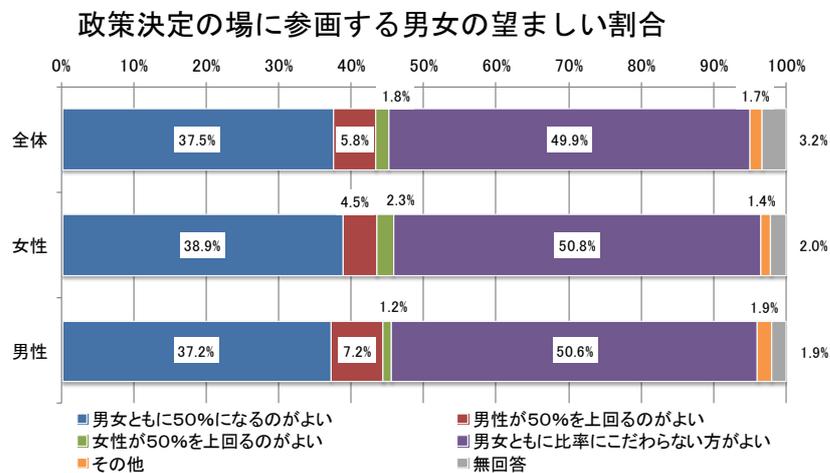
事業所においても女性管理職の割合は少ない状況ですが、平成 29 年市内事業所調査では、係長以上の管理職に占める女性の割合は 22.5%と、平成 24 年調査時よりも 5%程度増加しています。女性の管理職が 1 割に満たない事業所では、「区別しているわけではないが結果として少なくなっている」としています。また、「管理職として必要な知識や判断力等を有する女性の適任者がいないから」を理由として挙げている割合も 1 割を超えています。

これらのことから、事業所、行政を問わず社会のあらゆる分野で政策・方針決定の場への男女共同参画を推進するためには、女性の参画の重要性、必要性について一層の啓発をするとともに、男女双方の意識改革や女性の人材育成に取り組むことが課題となっています。

(2)めざす姿

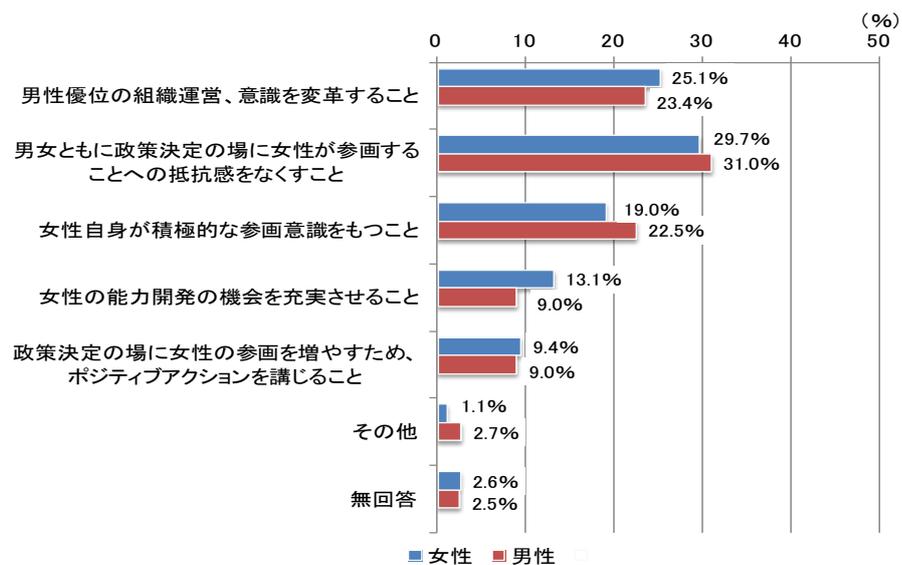
- 社会のあらゆる分野において女性の指導的地位に占める割合が向上している。
- 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し、活動し、責任を担う社会づくりが進められている。

○男女の区別なく職域拡大が図られ、管理職等の指導的地位に女性が占める割合が向上している。



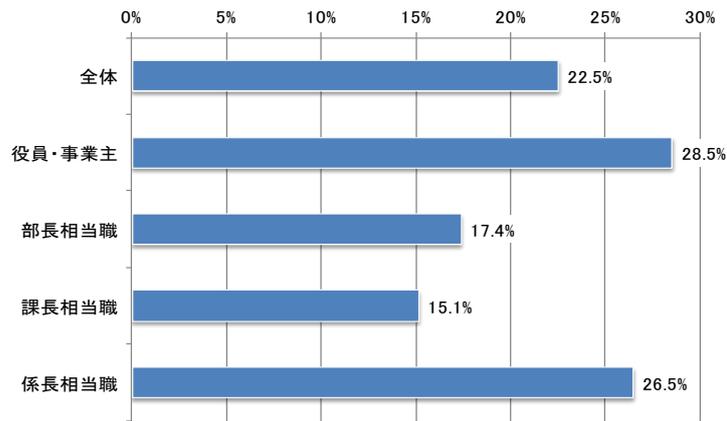
資料：平成 29 年市民意識調査

政策決定の場に女性の参画が増えるために必要なこと



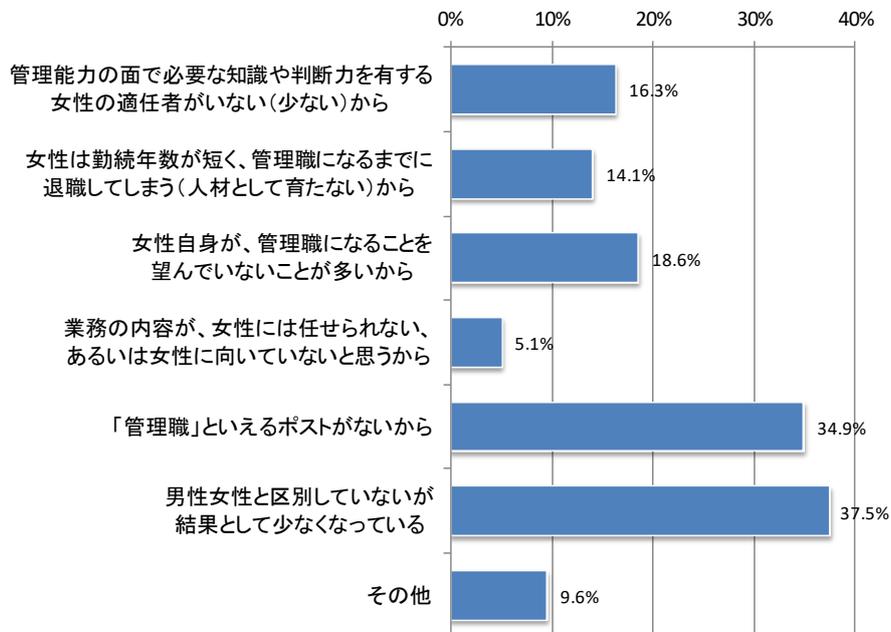
資料：平成 29 年市民意識調査

女性の管理職の割合



資料：平成 29 年市内事業所調査

女性管理職が少ない理由



資料：平成 29 年市内事業所調査

(3) 施策の方向

① 市の審議会、委員会等への女性登用促進

様々な場面での方針決定過程に女性の参画を進めていくためには、市が率先して参画拡大に向けた様々な取り組みを進め、情報発信していくことが必要であることから、市の審議会等の女性委員の登用率を高めるための支援や働きかけを行います。

番号	施策	内容
----	----	----

15	女性委員の積極的登用	市の委員会、審議会などの女性委員が40%以上となることを目標とします。また、女性委員がいない委員会などの解消を目指し、関係各課に積極的に働きかけ、女性の登用を推進します。
		委員構成の見直し、団体推薦などによる女性委員の登用、公募委員制の拡大など、男女が参画しやすいしくみづくりを進めます。
16	女性人材の把握と活用	女性の登用を進めるため、女性人材の育成・把握に努め、積極的に各委員会へ推薦します。

②女性職員の管理・監督職への登用促進

審議会等の委員同様、市が率先して女性の参画拡大を進め、情報発信していくことが必要であることから、女性職員の管理・監督職への登用を推進します。

番号	施策	内容
17	女性職員の積極的登用	女性の視点が組織の政策・方針決定の場で反映されることを目指し、女性職員の管理・監督職への登用を進めます。
		あらゆる部署に男女がバランスよく配置されるような職員配置を目指します。

③事業所や各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進

事業所の管理・監督職や地域活動の担い手を増やし、幅広い分野に男女共同参画の視点を取り入れることの必要性について理解促進を図ります。

番号	施策	内容
18	市内事業所における方針決定過程への女性の参画促進	市内事業者の方針決定の場へ女性の意見が反映されるよう、女性職員の管理・監督職への登用を働きかけます。
19	地域活動団体等の様々な活動の場への参画促進	地域活動団体等の会則や規約に、方針決定の場に男女が偏らず参画することを盛り込むよう働きかけます。

(4)成果目標

目標項目	現状値（平成29年度）	目標値（平成34年度）

	(2017年 度)	(2022年 度)
市の審議会、委員会などへの女性の登用率	21.9%	40.0%
係長級以上の女性職員の割合	29.5%	35.0%

基本目標Ⅲ 働く場における男女共同参画の促進

(1)現状と課題

働くことの意義は、経済的な自立を促進するだけでなく、自己実現や社会貢献の手段にもなり得ます。働く場における女性の活躍の機会の拡大を図り、男女を問わず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに取り組むことにより、将来にわたって多様性に富んだ持続可能な社会の構築につながります。

女性の働き方についての考え方は、市民意識調査では、「職業を持ち続けるほうがよい」と就労継続を支持する人は男性 31.7%、女性 37.7%となっています。一方「職業はずっと持つが子育て期は一時やめて家庭に入るほうがよい」と考える人の割合が、男性は 38.6%、女性は 36.9%となっています。

働く女性の増加に伴い、法制面の整備は進んでいますが、現実には、結婚、出産、育児を機に仕事を中断する傾向は解消されていません。市民意識調査によると、育児休業制度や介護休業制度を利用したいが、利用できなかった人は女性で1割～1割半ば、男性では2割程度となっており、制度を利用できなかった理由には、育児休業や介護休業を取れる雰囲気ではないことや職場に迷惑がかかることが多く挙げられています。

また、職場における男女平等感については、「賃金、昇進等」で男性が優遇されていると感じている人の割合が依然として高く、特に女性の割合が多くなっています。「募集採用や仕事内容」においても男性が優遇されていると感じる人の割合が平等と感じる人を上回るなど、働く場における男女間格差はいまだ解消されていないことがうかがえます。

長時間勤務や転勤が当然とされる男性中心の働き方は、家事・育児・介護などへの男性の主体的な参画を困難にし、女性が仕事と生活を両立することを妨げていると同時に、地域活動への参加や健康保持など、男性が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する上での阻害要因になっていると指摘されています。

男女がともに働きやすい、働き続けられる職場づくりを推進するためには、性別を理由とする差別的取り扱いや格差の解消、男性中心型労働慣行の見直しやワーク・ライフ・バランスの推進、育児・介護休暇の取得促進などの取り組みを働きかけていくことが重要です。

あわせて、働くことを希望する女性には、能力開発や、起業・再就職支援を行うほか、ライフステージに応じた多様な働き方を支援する取り組みを充実させていく必要があります。

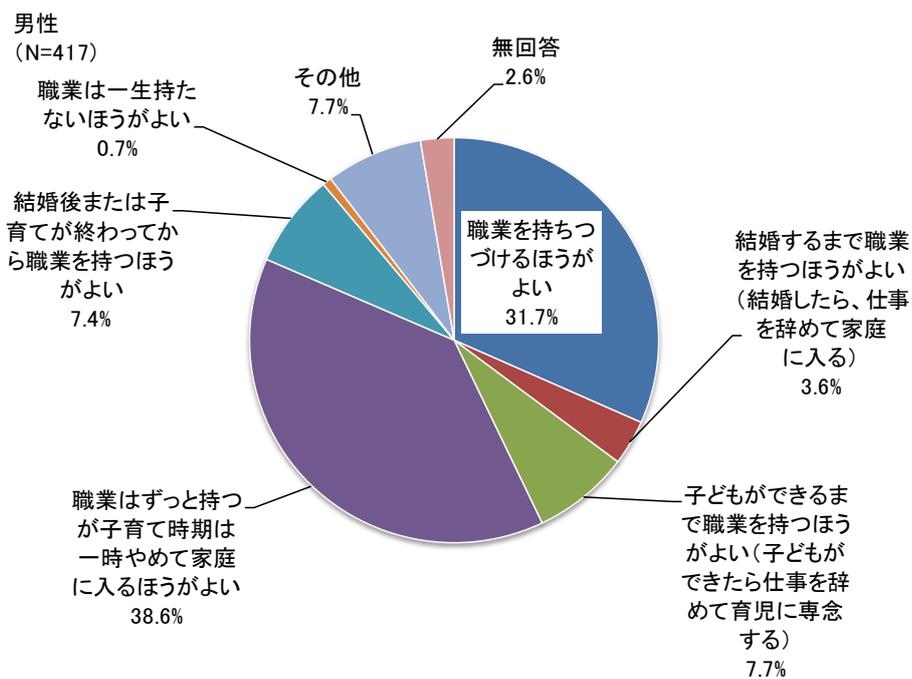
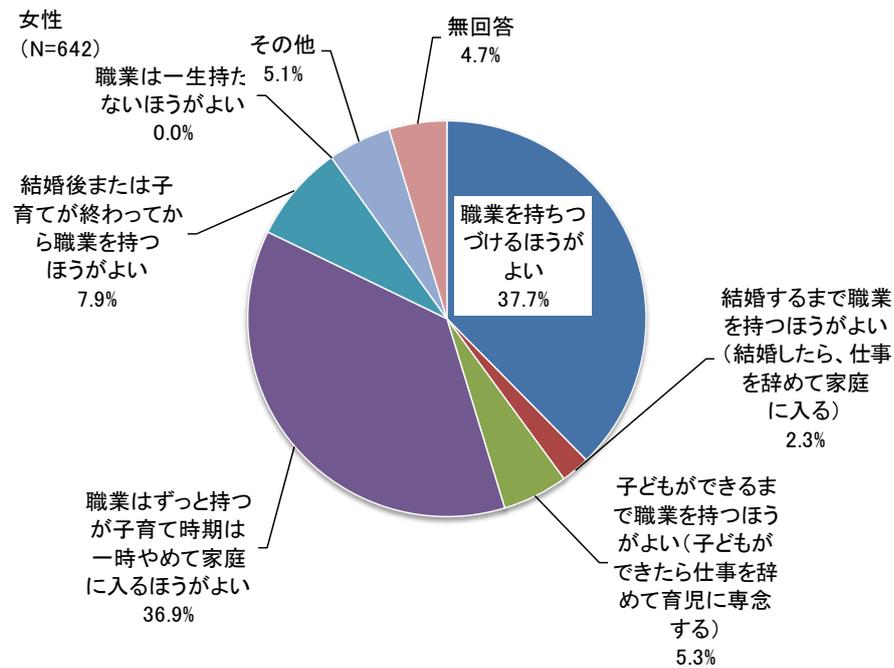
また、農林水産業や商工業などの経営においては、女性の果たす役割が十分評価されにくく、仕事と家事等を同時に行うことも多くみられるため、家族経営の分野でも男女共同参画の推進が必要とされています。

(2)めざす姿

○男性中心型労働慣行を見直し、働き方が改善され、ライフステージに対応した多様な職業生活が営まれている。

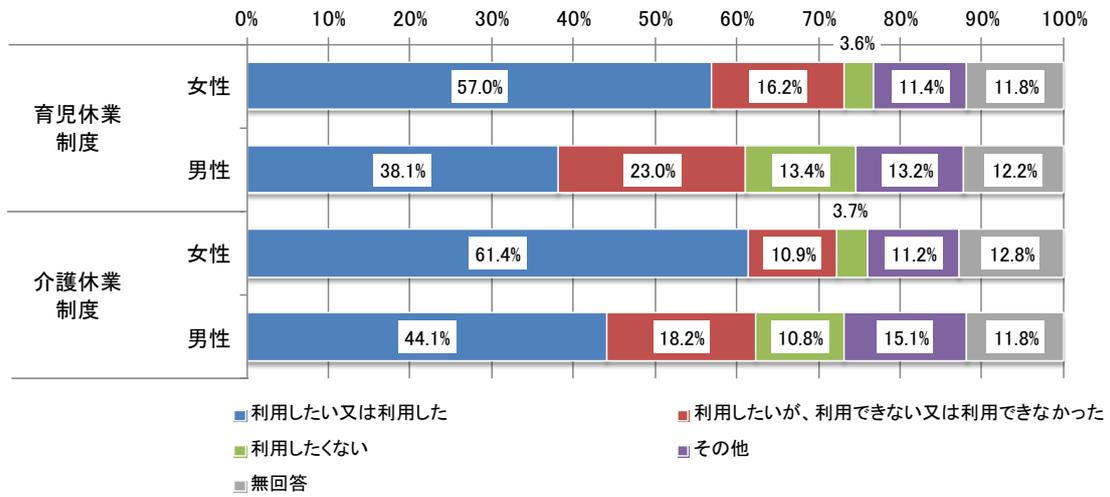
○男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる職場づくりが実現している。
 ○性別による差別的取り扱いや、出産・育児に対する不利益取り扱いが解消し、男女の対等な関係づくりができています。

女性と職業のかかわり方についての認識



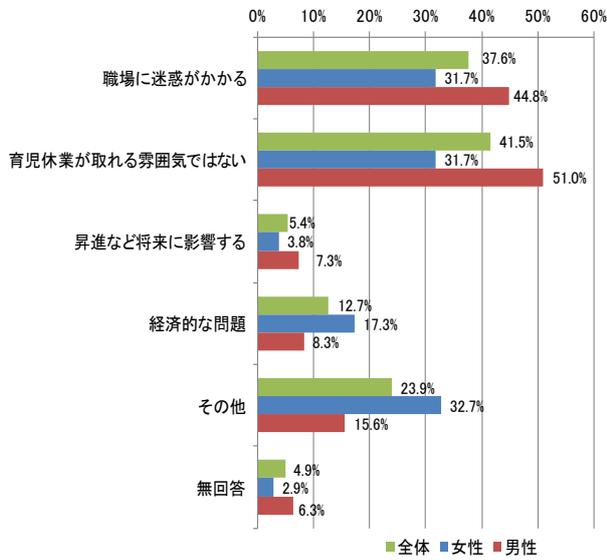
資料：平成 29 年市民意識調査

育児休業制度や介護休業制度を利用することについての認識

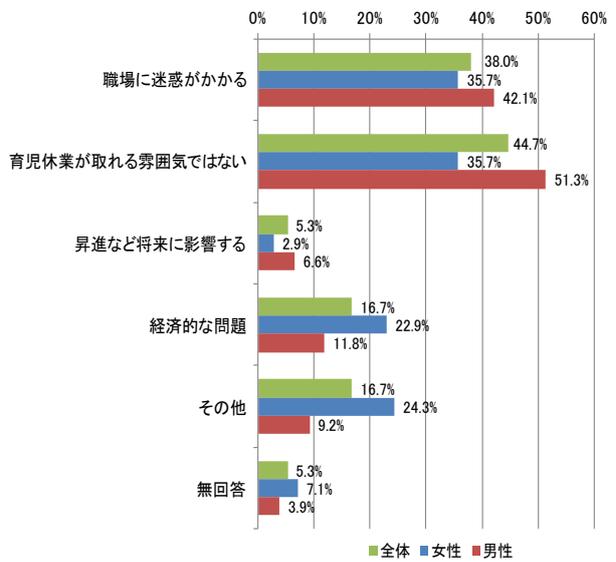


資料：平成 29 年市民意識調査

育児休業制度を利用できなかった理由

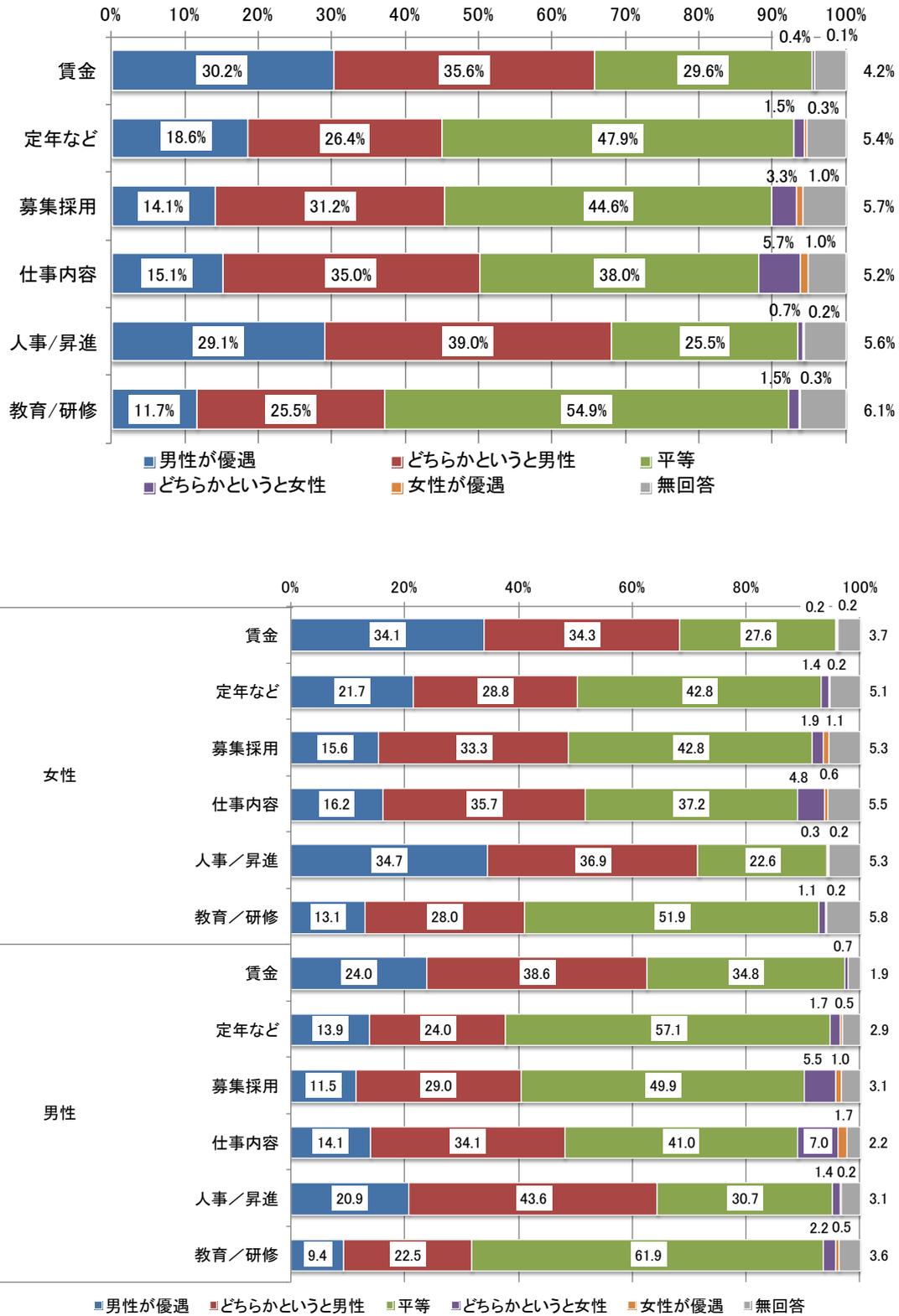


介護休業制度を利用できなかった理由



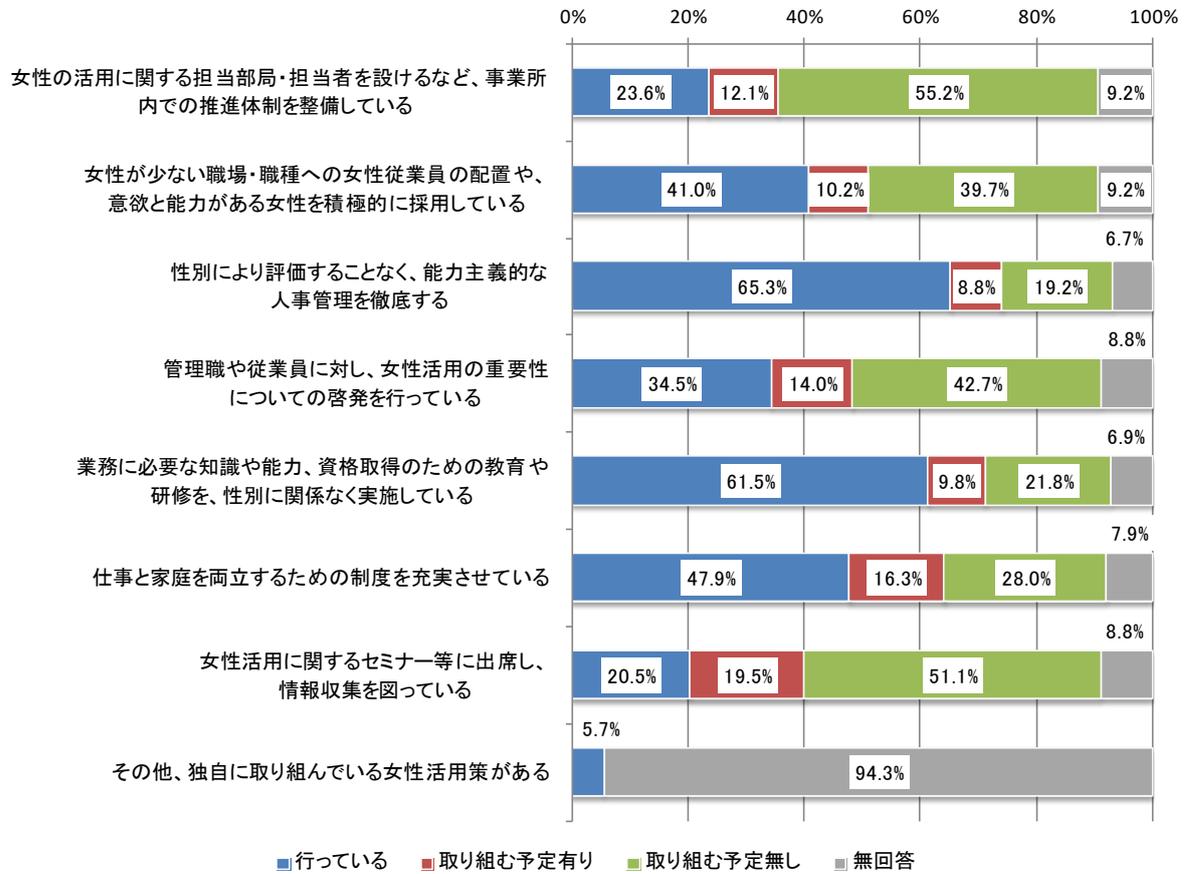
資料：平成 29 年市民意識調査

職場における男女平等感



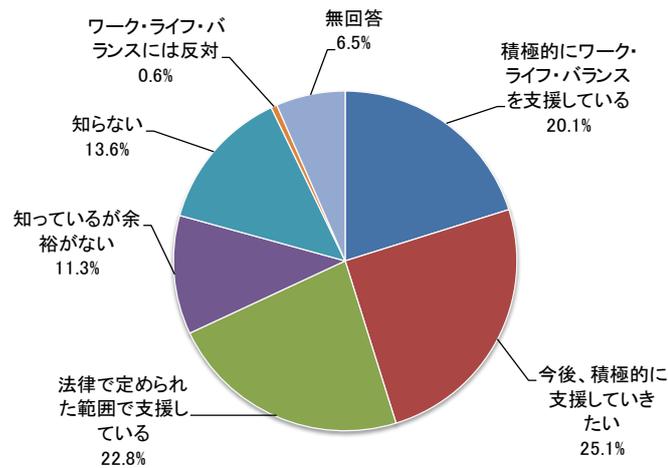
資料：平成 29 年市民意識調査

女性を活用するために貴事業所で取り組んでいること



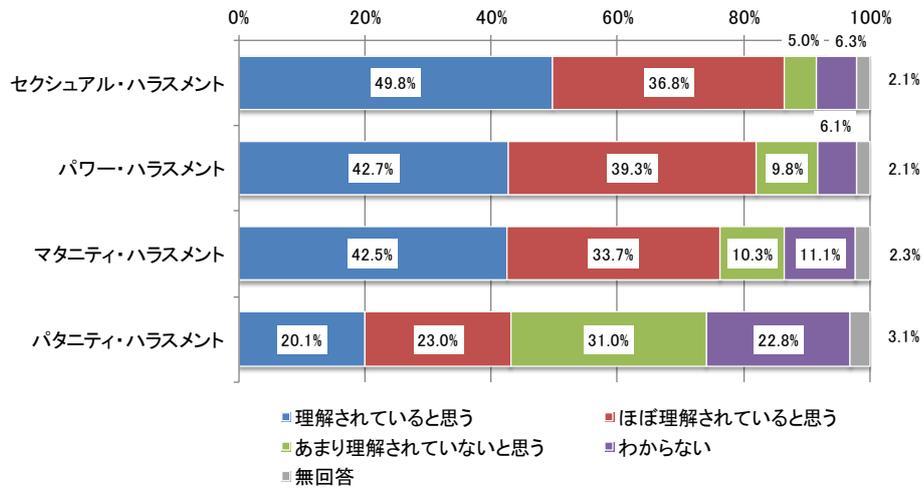
資料：平成 29 年市内事業所調査

事業所のワーク・ライフ・バランスについての認識



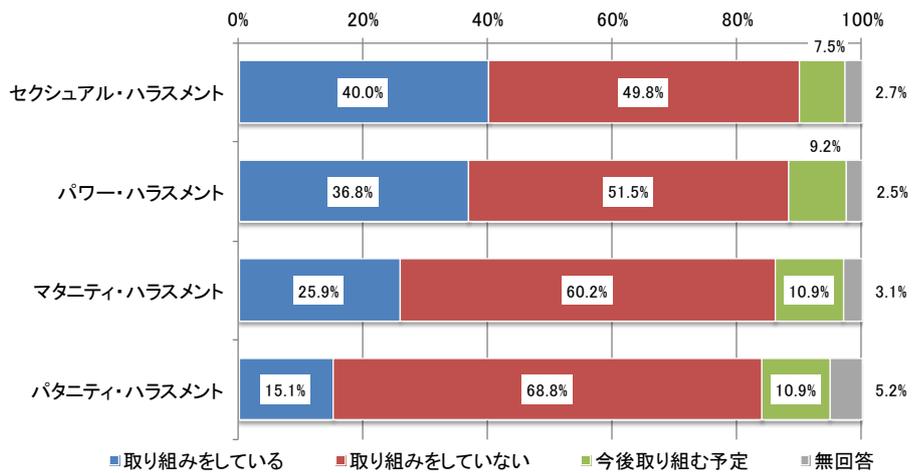
資料：平成 29 年市内事業所調査

ハラスメントの概念についての理解



資料：平成 29 年市内事業所調査

ハラスメント防止対策の取り組み



資料：平成 29 年市内事業所調査

(3) 施策の方向

① 雇用の場における男女共同参画の推進

女性が能力を発揮して活躍し、男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、男女共同参画の取り組みが幅広く促進されるよう啓発活動や情報提供に努めます。

番号	施策	内容
20	関係法令などの広報、啓発など	関係機関と連携し、男女雇用機会均等法、労働基準法などの趣旨の周知を図り、適切な運用を働きかけることにより、募集、採用、賃金、昇給、昇進などにおける男女平等の実現を目指します。また、育児休業・介護休業制度の周知徹底と定着を図り、必要な時に取得できるよう働きかけを行います。
21	女性雇用の促進と企業における管理職などの意識啓発	男女共同参画社会の実現のために、条例で定めた「事業者が果たすべき役割」の周知に努め、女性が社会参加し、実力を発揮する場としての就労機会の拡大を関係機関と連携し、企業などへ働きかけます。

② ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに安心して働き続けることができるよう、仕事と育児や介護との両立に関する情報提供を行うとともに、長時間労働の削減に向けた啓発等、企業等における両立支援の取り組みを促進します。

番号	施策	内容
22	ワーク・ライフ・バランスの推進のための広報・啓発	仕事と育児・介護の両立を支援することの必要性について、事業所などに向けて発信します。また、男性職員の育児・介護休暇の取得促進を図ります。 事業主・従業員共に、男性中心型労働慣行の見直しや、ワーク・ライフ・バランスの推進を啓発します。

③女性の就労・能力開発のための支援

女性が自ら職業能力を高めるとともに、出産や子育てなどで就業を中断した女性の再就職を支援します。また、起業等の多様な働き方を選択する女性や自営業等に携わる女性の情報発信に取り組みます。

番号	施策	内容
23	女性の起業への支援	起業する女性に対して、関係機関と連携しながら、必要な情報を提供するとともに、相談に応じるなどの支援を行います。
24	再就職の支援	出産・育児、介護などにより離職し、再就職したい意欲のある人に対する支援を、関係機関と連携して行います。
25	女性が個性と能力を発揮できるような職場環境の推進	女性が安心して健康に働き続けることができる職場環境づくりを事業所に働きかけていくとともに、働くことを希望する女性に対しては、研修受講などの機会を創出します。
26	家族経営の労働条件の改善	農業など家族経営に従事する女性が、仕事と家事の区別なく働き続けることを解消できるよう、労働条件の改善を働きかけます。
27	ハラスメント防止対策	性別による差別的取り扱いや、出産・育児などによる不利益をこうむらないように事業所などに働きかけを行います。

(4)成果目標

目標項目	現状値（平成 29 年度） （2017 年度）	目標値（平成 34 年度） （2022 年度）
市民意識調査における「賃金」に対する男女平等感について、女性の回答のうち「男性が優遇」「どちらかというとなり」の比率	68.4%	50.0%
市民意識調査における「人事配置や昇進」に対する男女平等感について、女性の回答のうち「男性が優遇」「どちらかというとなり」の比率	71.6%	50.0%
ワーク・ライフ・バランスなどに取り組んでいる企業数（みえの働き方改革推進企業登録制度の	6 社	35 社

市内登録企業数)		
----------	--	--

基本目標Ⅳ 家庭・地域における男女共同参画の推進

(1)現状と課題

家庭や地域は人々にとって最も身近な暮らしの場です。男女共同参画社会の実現のためには、まず家庭において、家族の一員としての責任を果たしながら、お互いが協力し合っていくことが必要です。

市民意識調査によると、「家庭生活」や「地域活動」の場における男女の地位について、半数以上の方が「男性が優遇されている」と感じています。また、日常生活における夫婦の家事や育児などの分担状況をみると、子どものしつけや親などの介護、町内行事などへの参加で比較的、夫婦が同程度の役割を担っている割合が多くなっているほかは、全体的に妻が担っていることが多い状況となっています。しかし、平成24年調査時と比べると、各分野で夫婦が同程度の役割を担っているとする割合が増加しており、若い世代を中心に、着実に家庭生活における男女共同参画が進んでいることがうかがえます。

男女がともに構成員として個性や能力を認め合い、対等な立場で互いに協力することにより、誰もが参画できる地域社会を形成していくことが必要です。

地域活動や社会活動の状況では、男性の方が女性よりも活動している割合が高く、各団体の長や役員といった責任のある役割も、男性が担うことが多いのが現状です。地域活動においても、市民一人ひとりがこれまでの意識や活動のあり方を見直し、男女共同参画の意識を持つことが必要です。そして、年齢や性別にかかわらず多様な市民が地域活動に参画し、地域での様々な課題に取り組む中で、方針を決定する過程へ女性が参画し、活躍できるような仕組みづくりが必要です。

地域活動やボランティア活動を現在している、また今後活動したいと考える人の割合が高くなっています。

本市においては、まちづくり協議会等の活動を通じて、女性が地域活動に参画することを進め、男女共同参画の視点に立った取り組みが進められるよう働きかけていくことが必要です。特に関心の高い防災活動や災害時の避難所運営等については、女性の参画を促し、自助、共助、公助の役割分担の中で、男女共同参画の視点を入れた取り組みとなるよう働きかけていく必要があります。

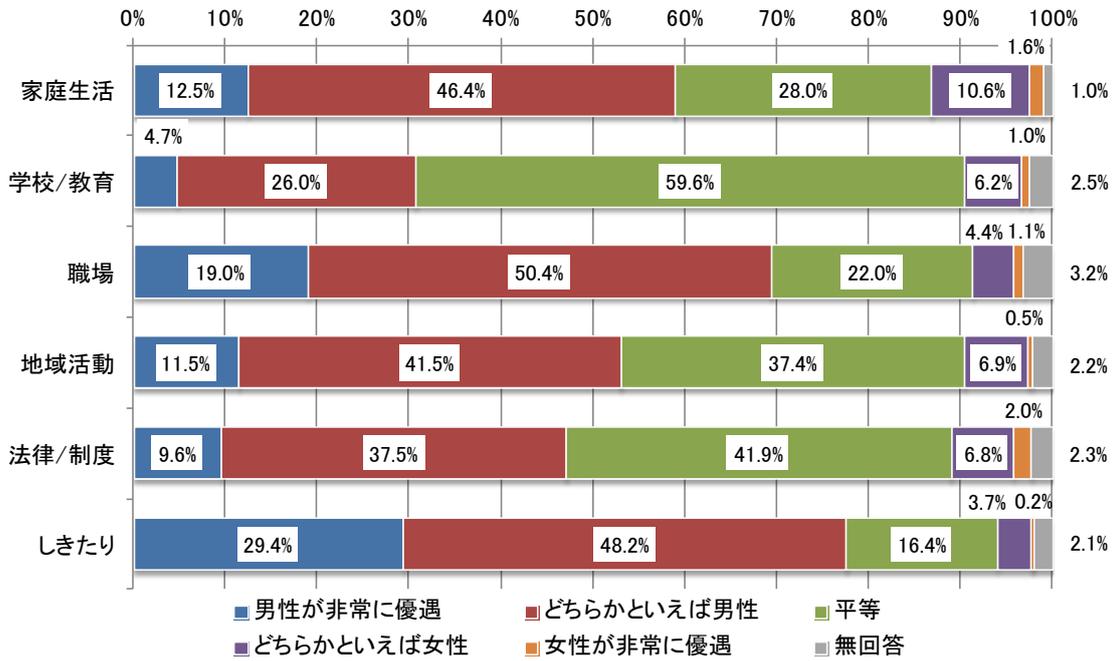
(2)めざす姿

○男女が共に積極的に地域活動に参画し、育児、介護、防災活動等について互いに支え合う地域づくりが進められている。

○地域に根ざした組織への女性の参画が進み、多様な住民が暮らしやすい社会が実現している。

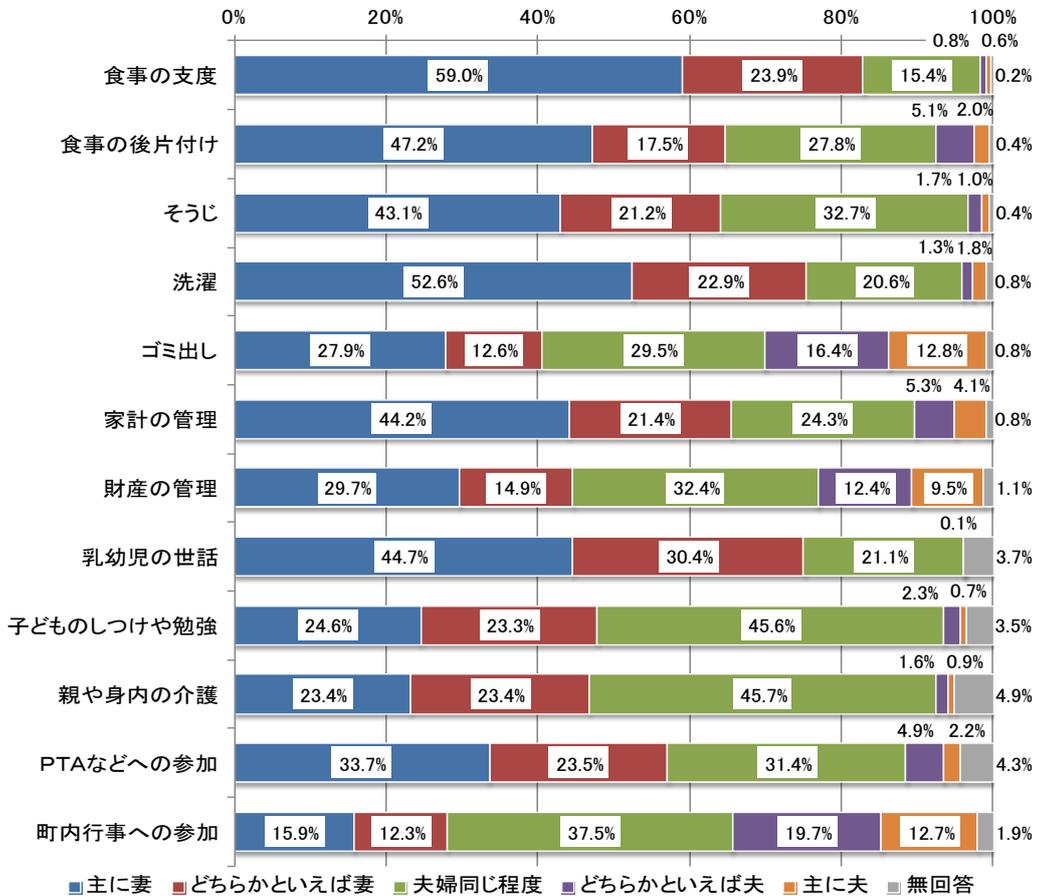
○家族が互いに尊重し合い、一人ひとりがその一員としての責任を果たしあいながら、協力しあっている。

社会の各分野での男女の地位は平等になっていると思うか



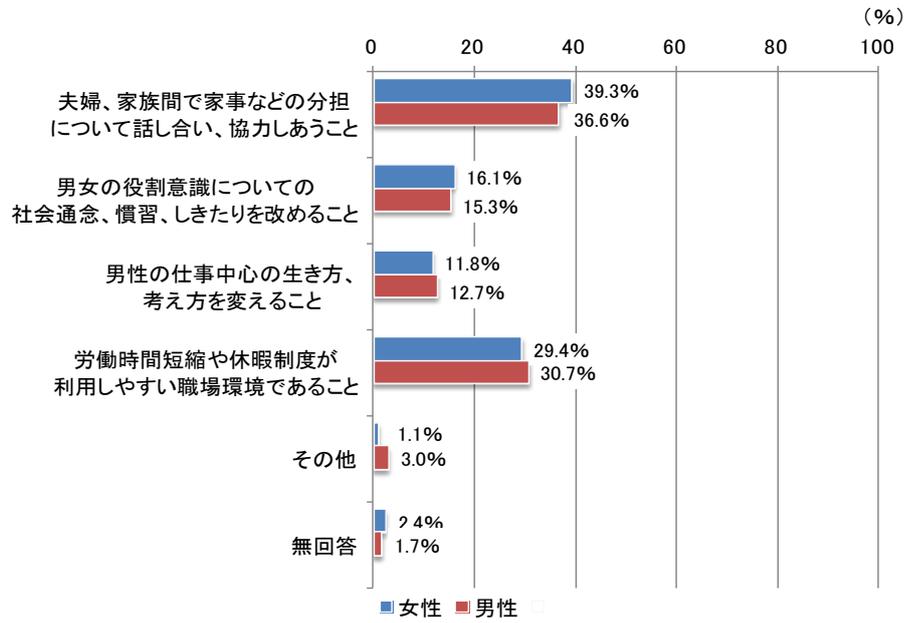
資料：平成 29 年市民意識調査

日常生活での夫婦の分担



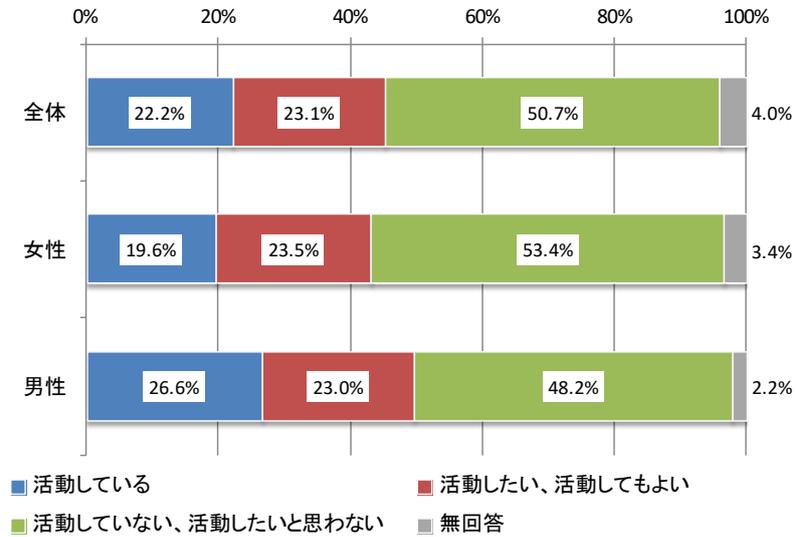
資料：平成 29 年市民意識調査

男性が家事や育児、介護をするために必要だと思うこと



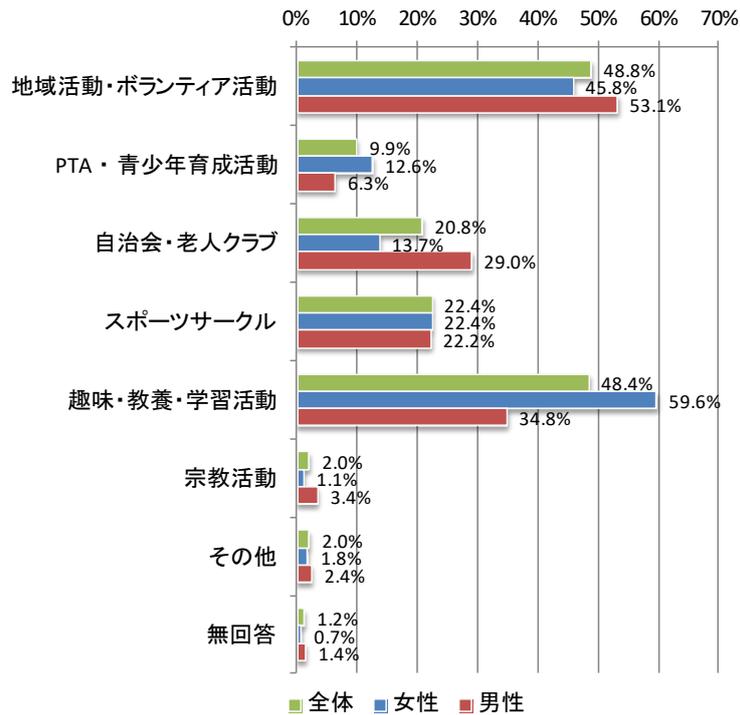
資料：平成 29 年市民意識調査

現在、地域活動や社会活動をしているか



資料：平成 29 年市民意識調査

活動している、活動したい、活動してもよい地域活動や社会活動



資料：平成 29 年市民意識調査

(3) 施策の方向

① 家庭生活における男女共同参画の推進

共働き世帯の増加傾向が見られる中で、女性の就業支援のためにも、男性が生涯を通じて家事、育児、介護等を一層担っていくことが必要となります。男性の家庭生活における参画を支援するための意識啓発や情報提供を行います。

番号	施策	内容
28	家庭生活における啓発	家事、育児、介護などの家庭における活動について男女が家族の一員として相互に協力しながら責任を果たす意識を高めるため普及啓発を進めます。
		男性の家事・育児・介護参加を促進します。

②地域活動における男女共同参画の推進

活力ある地域づくりのため、男女がその性別役割に固定されることなく、それぞれの能力を発揮して様々な地域活動に参画することができるように働きかけます。

番号	施策	内容
29	地域活動における啓発	自治会やまちづくり協議会など地域活動への積極的な参加を促すとともに、性別にこだわらず責任のある立場を担う意識づくりを進めます。
		固定的な性別役割分担意識に基づく慣習、取り決めなどを見直すよう働きかけます。

③育児・家庭介護支援の充実

男女がそれぞれの希望に応じた多様な生き方、働き方ができるようにライフステージに対応した子育て、介護支援施策の充実に取り組みます。

番号	施策	内容
30	公的サービス等の周知と充実	介護保険制度や公的保健福祉サービスの周知徹底により、女性に偏りがちな介護等の負担軽減を図ります。
		多種多様な保育サービスや放課後児童クラブ ²⁰ 、ファミリーサポートセンター ²¹ を充実させて、親が安心して育児と仕事を両立できるよう支援します。

④男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

災害発生時の避難所運営等における女性や子育て家庭へのニーズに対する配慮や、意思決定の場に女性が参画できるよう、平常時から防災対策についての広報啓発や地域防災力の向上などに取り組みます。

番号	施策	内容
31	男女共同参画の視点に立った防災活動	災害への備えに対する知恵や避難所運営などには女性の視点や女性の活動が不可欠であり、その必要性や具体的な手法について、研修会や防災講習会などを通じて伝え、女性の参画を推進します。
		避難所運営マニュアル作成時には、性別に配慮した避難所運営を実施するため、男女共同参画の視点に立った検討体制を提案します。

(4)成果目標

目標項目	現状値（平成 29 年 度） （2017 年 度）	目標値（平成 34 年 度） （2022 年 度）
市民意識調査における「男女の地位の平等（家庭生活）」について「平等」と考える人の割合	28.0%	40.0%
避難所運営マニュアル策定の地域数	2 地域	6 地域
まちづくり協議会における代議員の女性参画率	18.2%	40.0%

基本目標 V 人権の尊重と心身の健康支援

(1)現状と課題

人権の尊重は、男女共同参画社会を実現するための最も基本的な理念であり、市民一人ひとりの意識を高めることが不可欠です。

「日本国憲法」には個人の尊重と法の下での平等がうたわれていますが、社会の制度や慣行の中には、女性や子ども、高齢者、障がい者などへの差別や偏見が未だに存在しています。中でも、「生物的な性別（セックス）」とは別に「文化的社会的に作られた性別（ジェンダー²²）」は、「男はこうあるべき、女はこうあるべき」といった性別役割分担意識につながるものが多く、そのような意識が原因で生きづらさを感じ、心身の不調を招くケースも少なくありません。

性別や年齢にかかわらず、人生のどの段階にあっても人として尊重され、心身ともに健康に暮らすことができる社会を目指すための取り組みを進める必要があります。さらに LGBT²³（多様な性）に関する情報提供や理解を深めるための学習機会の提供など、新たな課題への対応も求められています。

また、男性、女性を問わず、一人の人が全生涯において単に病気をしていない、体調に不調がないということではなく、身体的、精神的、社会的に良好な健康状態であることが望まれます。女性においては妊娠、出産といった特有の機能を有していますが、子どもを持つかどうか、いつ持つのか、何人持つのかなど、子どもの数や出産時期等について選択できる自己決定権が尊重されることが重要となります。

性別や年齢を問わず、全ての人が全生涯において心身ともに健康に暮らせる社会をつくるための取り組みが求められます。

(2)めざす姿

- 性別や年齢、社会的立場などにかかわらず、すべての人の人権が尊重される社会が形成されている。
- 男女が生涯にわたって健康でいきいきと暮らせる社会が形成されている。
- 男女がともに将来のライフプランを描き、妊娠・出産等に関する希望がかなう社会づくりが進められている。

(3) 施策の方向

① 性別に左右されない人権尊重の意識づくり

性別に基づく人権侵害の解消に向け、男女の人権が尊重されるための啓発を進めます。

番号	施策	内容
32	性別に左右されない人権尊重の意識づくり	社会に根強く残っている男女の固定的な役割分担意識を解消し、男女が対等な立場で協力し、責任を持ち、お互いをよきパートナーとして認め合い、自分らしく行動できる環境づくりに努めます。
33	人権意識に基づく個人の尊重	男女がともに尊厳を持ち、認め合い、理解することで、人権尊重の意識を高め、一人ひとりが自由に能力を発揮して活躍できる社会の実現を進めます。
34	LGBTに関する理解促進	LGBTに関する情報提供や理解を深めるための学習機会の充実に努めます。

② 生涯にわたる健康の支援

ライフステージに応じた健康づくりの取り組みを進め、生涯にわたる健康を支援します。

番号	施策	内容
35	保健事業の充実	健康教育、健康や性に関する相談、訪問指導などの保健事業の充実に努め、生涯を通じた健康づくりを支援します。ライフステージに応じた健康問題や、更年期障害などの加齢による健康問題について正しい知識等の情報提供を行います。

③ 性と生殖に関する健康支援の充実

男女がお互いの性を理解し、心身の健康を適切かつ主体的に自己管理するための正しい知識の教育や普及のための啓発を行います。特に、女性は、妊娠や出産のための身体的機能があることに留意し、適切な健康の保持ができるような取り組みを進めます。

番号	施策	内容
36	女性の健康についての理解促進	妊娠・出産期の女性の健康・家族計画についての理解促進のため、妊産婦への情報提供の機会を充実します。また男性の理解促進、育児参加を促します。
37	性に関する正しい知識の普及啓発	性に関する正しい知識と理解を深めるため、児童生徒の発達段階に応じた教育の充実に努めます。
38	不妊不育に悩みを抱える男女の支援	「不妊不育治療医療費助成事業」により、治療費の一部を助成することで、経済的な負担の軽減を図ります。また、相談センターの紹介、情報提供を行います。

(4)成果目標

目標項目	現状値（平成 29 年度） （2017 年度）	目標値（平成 34 年 度） （2022 年 度）
女性の人権に関する市民講座等の開催	1	5

基本目標Ⅵ 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

(1)現状と課題

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））、セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）、ストーカー行為、性犯罪など、性別による差別に基づく暴力は、年齢の違い、障がいの有無などを問わず、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題です。

これらの暴力の背景には、男女の不平等な関係、女性に対する差別意識などに基づく支配・被支配の関係性が根強くあります。男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力を根絶するためには、男性優位の社会意識を変えること、暴力はいかなる理由があろうとも許されるものではないとの認識を広めていくことが必要です。

本市においてセクシュアル・ハラスメントの被害を受けたことのある人は、女性では16.5%、男性では約3%となっています。女性・男性ともに平成24年調査時よりもその割合は低下していますが、引き続きセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた取り組みが必要です。また、平成29年に実施した市内事業所調査によると、8割半ばの事業所でセクシュアル・ハラスメントについて理解されているという結果となっていますが、一方で実際に取り組んでいる事業所は4割程度、今後取り組む予定としている事業所を含めても5割に満たない結果となっています。このことから、事業所に対しても正しい知識の情報提供など、セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた働きかけをしていく必要があります。

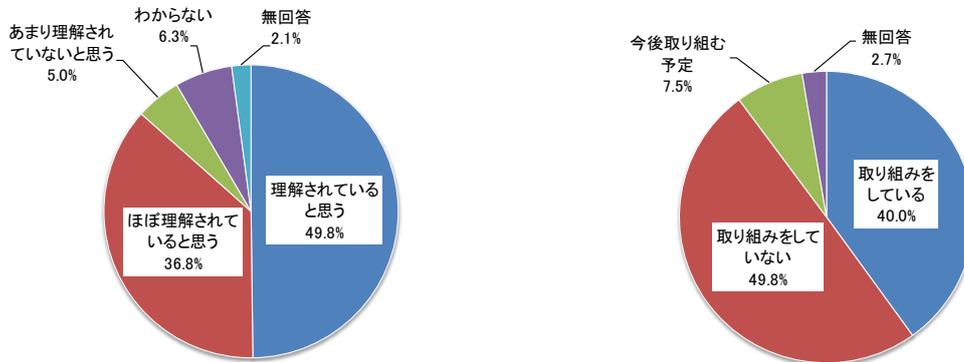
ドメスティック・バイオレンスの被害を受けたことのある人は、女性で17%、男性で約6%となっています。ドメスティック・バイオレンスの被害を受けたことのある女性の割合は、平成24年調査時から概ね横ばいとなっている一方で、男性の割合はおよそ2倍となっており、男性の被害者に対する対策も必要です。また、ドメスティック・バイオレンスを受けたことのある人のその半数が、周囲の人や専門の機関等に相談をしておらず、相談しなかった理由としては自分さえ我慢すれば良いと考えたり、相談しても無駄だと思っている人が比較的多くなっています。このことから、誰もが相談することのできる体制の整備が求められています。

(2)めざす姿

○配偶者等からの暴力をはじめとするあらゆる暴力を許さないという意識が社会全体に浸透している。

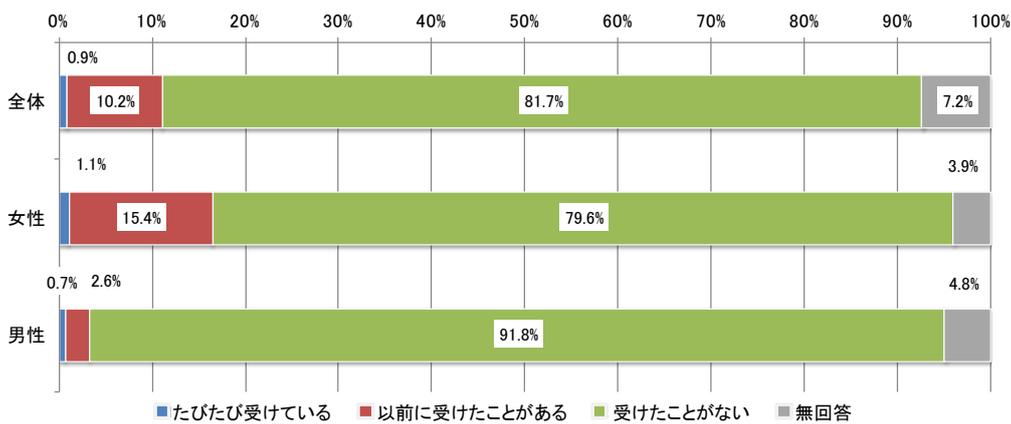
○男女間等で暴力を伴わない人間関係を構築する教育が推進され、交際相手からの暴力のない社会づくりが進められている。

セクシュアル・ハラスメントの概念の理解度 セクシュアル・ハラスメント防止対策の取り組み状況



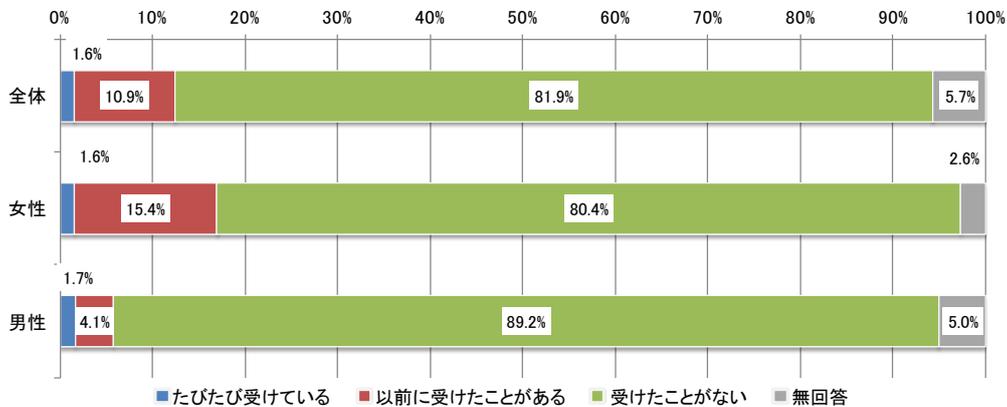
資料：平成 29 年市内事業所調査

セクシュアル・ハラスメントを受けた経験の有無



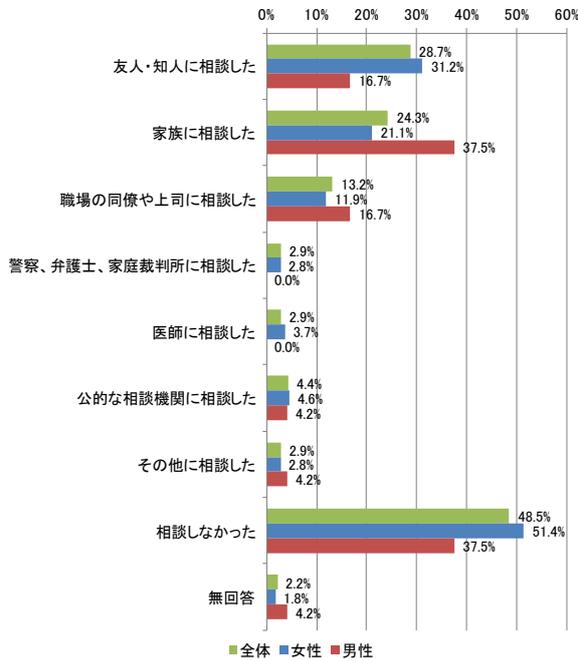
資料：平成 29 年市民意識調査

ドメスティック・バイオレンスを受けた経験の有無

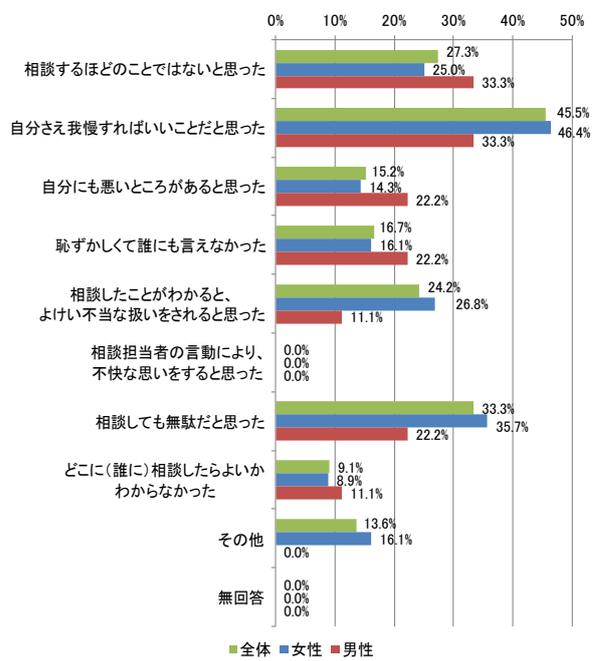


資料：平成 29 年市民意識調査

ドメスティック・バイオレンスを相談した相手



相談しなかった理由



資料：平成 29 年市民意識調査

【女性相談状況】

相談種別	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	実人員	延べ件数	実人員	延べ件数	実人員	延べ件数	実人員	延べ件数
夫等の暴力(DV)	55	330	59	333	60	367	42	152
離婚問題	43	81	47	133	40	77	33	84
夫等の問題(酒乱・薬物中毒等)	5	8	3	12	2	3	1	1
子どもの問題(子どもの暴力・養育困難等)	6	9	4	6	5	15	0	0
親族の問題(親・その他の親族の暴力等)	11	69	9	26	7	24	10	24
交際相手の問題(交際相手、同性の交際相手の暴力等)	1	3	2	10	2	17	2	2
その他の人間関係	3	8	5	11	7	11	2	3
経済関係(借金・生活困窮等)	9	28	3	5	0	0	0	0
医療関係	7	82	3	4	2	6	5	177
その他	3	65	1	32	0	0	2	24
計	143	683	136	572	125	520	97	467
一時保護	4		1		3		2	

(3) 施策の方向

① 暴力を許さない社会の意識づくり

暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくために、あらゆる機会を通じて広報・啓発活動を強化します。

番号	施策	内容
39	暴力を許さない社会意識の形成	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント ²⁴ やストーカー行為、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待など、いかなる暴力も許さないという意識の浸透のため、正しい知識・認識の普及啓発をさらに充実していきます。
40	発生防止と早期発見	広報紙、市のホームページ、パンフレットなどにより、相談窓口の周知を図るとともに、あらゆる暴力の発生防止と被害の早期発見に努めます。

② ドメスティック・バイオレンスへの対策

暴力を容認しない意識啓発を一層進めるとともに、被害者支援のための相談事業等については関係機関と連携し、切れ目のない支援を進めます。

番号	施策	内容
41	DVについての正しい知識、認識の啓発	DVを許さない社会をつくるために、DVに対する正しい知識・認識を持ってもらうよう、効果的な情報発信を行っていきます。
		DV被害者に対して、相談・支援体制などに関する情報提供を強化します。
42	相談体制の整備・充実	こども家庭相談センター ²⁵ を中心に女性相談員、警察、学校、配偶者暴力相談支援センター ²⁶ など関係機関との連携を強化し、DV被害者が、相談をしやすい体制の整備、充実に努めます。
43	被害者の自立支援	DV被害者が加害者から逃れ、経済的、精神的に安心して生活を送れるよう、関係機関と連携し、様々な方策の活用による自立支援を行います。
		DV被害者から住民基本台帳事務などにおける支援措置申出があった場合は、市の関係部署で情報を共有し、被害者の安全確保に取り組みます。

③セクシュアル・ハラスメント等への対策

セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発を徹底します。

番号	施策	内容
44	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為についての正しい知識、認識の啓発	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為を防止するため、雇用の分野のほか、地域や日常生活の場においても発生することなど、正しい知識と認識の情報提供を行います。
45	若年層の女性に対する性的暴力の周知啓発	AV出演強要や「JKビジネス ²⁷ 」問題などの女性に対する暴力を防止するため、注意喚起や相談窓口の周知を図ります。

(4)成果目標

目標項目	現状値（平成 29 年 度） （2017 年 度）	目標値（平成 34 年 度） （2022 年 度）
セクハラ防止対策をしている事業所の割合	40.0%	60.0%
DV 被害者のうち相談した人の割合	49.3%	80.0%

第5章 計画の推進

私たちが目指す男女共同参画社会を実現するためには、市、市民、事業者、教育者、市民活動団体などが協働し、家庭・地域・職場・学校など、社会のあらゆる場で、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

1 庁内の推進体制

本計画は、男女共同参画に関する施策を総合的に体系化したものであり、人権、教育、子ども、健康福祉など施策内容が多岐にわたっています。市の政策・方針の決定や実施にあたっては、男女共同参画の視点を反映させていくとともに、関係部署の連携により総合的な取り組みを行います。

- ・伊勢市男女共同参画推進委員会

2 計画の評価と進行管理体制の整備

計画の進行管理及び評価については、庁内各部署及び推進委員会によるほか、男女共同参画審議会の意見を徴し、今後の取り組みに反映させます。また、施策の実施状況について、年次報告を作成し公表します。

- ・伊勢市男女共同参画審議会

3 関係機関、市民、NPO等との協力体制

男女共同参画社会を実現するためには、市民、地域、事業者、教育者、市民活動団体などと行政がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携・協働した取り組みが必要となります。

計画推進にあたっては、市民、事業者、教育者、市民活動団体等の主体的な活動を尊重しながら協働に努め、国や県との連携を図ります。

資料

1	伊勢市男女共同参画審議会委員名簿.....	50
2	伊勢市男女共同参画推進条例.....	51
3	伊勢市男女共同参画審議会規則.....	56
4	伊勢市男女共同参画推進委員会設置要綱.....	57
5	男女共同参画行政のあゆみ.....	59
6	男女共同参画社会基本法.....	65
7	三重県男女共同参画推進条例.....	71
8	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	75
9	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	87
10	用語解説.....	97

1 伊勢市男女共同参画審議会委員名簿

	氏名	所属等
会長	下野 功純	伊勢市総連合自治会
委員	山川 一子	NPO 男女共同参画れいんぼう伊勢
	駒田 聡子	皇學館大学教育学部教授
	牛江 康子	「めざそや！共同参画」編集委員
	秋山 則子	NPO 法人三重みなみ子どもネットワーク
	白神 慶助	伊勢市民生委員児童委員協議会連合会
	山本 はるみ	伊勢市女性消防団
	中村 千鶴子	伊勢市人権施策推進協議会
	中村 弥生	伊勢商工会議所女性部
	松本 浩二	伊勢小俣町商工会
	東 剛寛	連合三重伊勢志摩地域協議会
	阪口 小夜子	伊勢農業共同組合女性部
	中北 好美	伊勢市立小中学校校長会
	田岡 光生	一般公募市民
上野 尚	一般公募市民	

2 伊勢市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 基本的施策等(第10条—第15条)

第3章 伊勢市男女共同参画審議会(第16条—第18条)

第4章 雑則(第19条)

附則

前文

私たちが目指す社会は、性別による差別がなく、男女それぞれがパートナーとして互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会であり、その実現は、本市の重要課題のひとつです。

男女共同参画社会を実現するためには、いまだに存在する性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度、慣行等男女共同参画社会の実現を妨げる要因を解消する必要があります。

さらに、男女共同参画の視点を持ち、国際化、情報化、少子高齢化等社会の急激な環境変化に速やかに対応しながら、社会のあらゆる分野において男女の人権を十分に尊重していかなければなりません。

また、男女がその個性と能力を主体的に発揮することができ、それぞれの多様な生き方が認められ、互いを思いやり、すべての人が自立する社会を目指す取組を進めることも必要となります。

このような理念から、私たちは、家庭、学校、職場、地域等社会の様々な分野において、市、市民、事業者及び教育者が協働して、男女共同参画社会の形成促進を図り、男女が性別にとらわれることなく、共に生き生きと個人の特性や能力を発揮できる伊勢市をつくるため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、市、市民、事業者及び教育者が協働して、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女が共に生き生きと暮らすことのできる社会をつくることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女一人ひとりが、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

3 この条例において「市民」とは、市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者及びその他市内で活動するすべての者をいいます。

4 この条例において「事業者」とは、本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体をいいます。

5 この条例において「教育者」とは、家庭教育、学校教育、生涯教育その他あらゆる教育や学習に携わる者をいいます。

(基本理念)

第3条 本市における男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念(以下「基本理念」といいます。)として推進されなければなりません。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が均等に確保されることその他男女の人権が尊重されること。

(2) 男女が、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行にとらわれることなく、自立した個人として、自己責任に基づく自由な意思によって生き方を選ぶことができるとともに、多様な生き方及び個性が互いに尊重されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策並びに社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 男女が、互いの協力及び社会の支援のもとに、育児、介護等の家庭生活とこれ以外の職業生活、地域生活その他生活との両立ができること。

(5) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意すること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策とし、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければなりません。

2 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければなりません。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び県と連携又は調整を図るとともに、他の地方公共団体との連携に努めるものとします。

4 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、事業者、教育者及び関係団体との連携に努めるものとします。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し男女が共同して参画する機会を確保するとともに、職場における活動と家庭、地域等における活動を両立することができる職場の実現に取り組み、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければなりません。

(教育者の責務)

第7条 教育者は、男女共同参画を推進する上での教育の果たす役割の重要性を認識し、基本理念に基づき、教育を行うよう努めなければなりません。

(禁止事項)

第8条 すべての人は、いかなる場合においても、他人に身体的又は精神的な苦痛を与える行為が、人権を侵害する行為であることを認識し、主に次の行為をしてはなりません。

- (1) 性別を理由とした差別的な取扱いをすること。
- (2) 相手の意に反した性的な言動により、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与えること。
- (3) 配偶者、恋人その他親密な関係にある者に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為又は暴力的な言動をすること。

(パートナーの日)

第9条 市民、事業者及び教育者の間に広く男女共同参画に関する理解と関心を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する取組が積極的に行われるようにするため、男女が互いに思いやる日としてパートナーの日を設けます。

2 パートナーの日は、毎年8月17日とします。

3 市は、第1項で定めるパートナーの日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民、事業者及び教育者の参加を求めるものとします。

第2章 基本的施策等

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」といいます。)を定めなければなりません。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めます。

- (1) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民、事業者及び教育者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるものとします。
- 4 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第16条において定める伊勢市男女共同参画審議会(以下この章において「審議会」といいます。)の意見を聴かなければなりません。
- 5 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければなりません。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用します。

(積極的改善措置等の必要な措置)

第11条 市は、執行機関である委員会の委員、附属機関である審議会等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合にあつては、積極的改善措置を講じることにより、できる限り男女の均衡を図るものとします。

- 2 市は、事業者がその事業活動において積極的改善措置その他男女共同参画を推進するための措置を講じようとする場合には、当該措置に必要な情報の提供その他の支援を行う等適切な措置を講じるよう努めるものとします。

(苦情又は相談の申出への対応)

第12条 市長は、性別による人権侵害又は男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民、事業者又は教育者から苦情又は相談の申出があつた場合には、適切な措置を講じるように努めます。

- 2 市長は、前項の申出への対応に当たり、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くものとします。

(推進体制の整備)

第13条 市は、関係部局の連携により男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に推進するため、庁内における推進体制を整備します。

(表彰)

第14条 市長は、他の者のモデルとなる男女共同参画の推進に関する取組を行った事業者又は男女共同参画の推進に寄与した者について、審議会の意見を聴いて、これを表彰することができます。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければなりません。

第3章 伊勢市男女共同参画審議会

(伊勢市男女共同参画審議会の設置)

第16条 本市に、伊勢市男女共同参画審議会(以下「審議会」といいます。)を置きます。

(所掌事務)

第17条 審議会は、次に掲げる事務を行います。

- (1) 基本計画に関し、第10条第4項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的な方針、

基本的な政策及び重要事項を調査及び審議すること。

- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査及び審議し、必要があると認めるときは、市長等の執行機関に対し、意見を述べること。
- (4) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、市長等の執行機関に対し、意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(組織等)

第18条 審議会は、委員16人以内で組織します。

- 2 委員の数は、男女のいずれか一方の数が10分の4未満とならないようにしなければなりません。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。
 - (1) 市民
 - (2) 知識経験を有する者
 - (3) 関係団体又は公共的団体から推薦された者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者
- 4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 5 委員は、再任されることができます。
- 6 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができます。
- 7 この章に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行します。
(伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊勢市条例第36号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成29年3月31日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

3 伊勢市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市男女共同参画推進条例(平成19年伊勢市条例第8号)第18条第7項の規定に基づき、伊勢市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に、会長1人を置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、環境生活部市民交流課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成21年3月30日規則第5号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第26号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

4 伊勢市男女共同参画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、伊勢市男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する総合的な施策の推進に関する事。
- (2) 男女共同参画に関する施策の進行管理に関する事。
- (3) 男女共同参画に関する施策について関係する部署間の総合調整に関する事。
- (4) その他男女共同参画に関する施策の推進に関する事。

(組織)

第3条 推進委員会は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、市民交流課長(男女共同参画担当副参事が置かれているときは、当該副参事)をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 別表に掲げる所属を代表する者
 - (2) 職員のうちから座長が指名する者
- 4 座長、委員のうち男女いずれか一方の数は、その総数の10分の4未満としないこととする。

(座長の職務)

第4条 座長は会務を総理し、推進委員会を代表する。

- 2 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ座長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をその会議に出席させ意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、市民交流課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

職員課 危機管理課 企画調整課 広報広聴課 市民交流課 人権政策課 健康 課 福祉総務課 こども課 商工労政課 農林水産課 都市計画課 学校教育課 社会教育課

5 男女共同参画行政のあゆみ

西暦 (元 号)	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	伊勢市の動き
1975 (50)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際婦人年世界会議」をメキシコシティで開催 ・「世界行動計画(1975～85年)」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題企画推進本部」 ・「婦人問題企画推進会議」設置 ・総理府に「婦人問題担当室」発足 		
1976 (51)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」始まる 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」施行 ・民法等一部改正施行(離婚復氏制度) 		
1977 (52)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」発表 ・「国立婦人教育会館」開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人関係行政推進連絡会議」設置 	
1978 (53)			<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境部青少年健民課に専任職員を配置 ・「三重県婦人問題懇話会」設置 	
1979 (54)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)を採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・「三重県の婦人対策の方向」(県内行動計画)策定 ・「婦人実態調査」実施 	
1980 (55)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年中間年世界会議」をコペンハーゲンで開催 ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」署名 ・婦人問題企画推進本部が「国連婦人の十年中間年全国会議」を開催 		
1981 (56)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・「明日の婦人問題を考える三重県会議」設置 	
1983 (58)			<ul style="list-style-type: none"> ・青少年健民課を「青少年婦人課」に改め各県民局の商工生活課の所掌事務に婦人対策を加える ・「三重県婦人問題推進協議会」設置 	

			<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題を語る県民のつどい」開催 ・「婦人問題に関する県民の意識と生活実態調査」実施
--	--	--	---

西暦 (元号)	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	伊勢市の動き
1985 (60)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年最終年世界会議」ナイロビで開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択(1986～2000年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律施行 ・「女子差別撤廃条約」批准、発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・「三重県婦人問題推進協議会」から「三重県の婦人対策に関する提言」提出 ・「三重県婦人問題協議会」設置 	
1986 (61)		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題企画推進有識者会議」設置 ・国民年金法の一部改正施行(婦人年金権の確立) ・男女雇用機会均等法施行(旧:勤労婦人福祉法) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「三重県婦人問題協議会」から「第2次県内行動計画(仮称)策定に関する基本的事項について」意見具申 ・「婦人問題シンポジウム」開催 	
1987 (62)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「みえの第2次行動計画—アイリスプラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題担当窓口を教育委員会社会教育課へ設置
1988 (63)		<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法の一部を改正する法律施行「農山漁村婦人の日」の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の生活実態と意識に関する調査」実施 	
1989 (1)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法施行規則等の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人対策監」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回市民アンケート調査に女性施策関連項目を創設 ・総合計画女性フォーラムが「女性施策の推進」と「国際化の推進」について答申
1990 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 ・国際識字年 			<ul style="list-style-type: none"> ・第4期総合計画に上記の章を設ける ・企画広報課に女性問題担当主査を設置 ・「庁内女性施策政策調整会議」「庁内女性施策担当者」設置

1991 (3)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改訂 ・「育児休業等に関する法律」成立 		<ul style="list-style-type: none"> ・企画広報課に女性施策調整係を設置 ・女性行政担当窓口を市長部局(企画広報課)と教育委員会部局(社会教育課)の両方に設置
-------------	--	---	--	---

西暦 (元号)	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	伊勢市の動き
1992 (4)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業等に関する法律」施行 ・我が国初婦人問題担当大臣誕生 	<ul style="list-style-type: none"> ・「青少年婦人課」から「青少年女性課」に改める ・第1回女性の海外研修アイリスの翼実施 ・「女性問題に関する県民意識と生活実態調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎ホールに女性コーナー設置 ・伊勢市女性活動計画策定
1993 (5)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整備について」婦人問題企画推進本部決定 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)公布、施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・第3回女性文化祭県と共催
1994 (6)		<ul style="list-style-type: none"> ・総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県女性問題協議会から「第3次三重県女性行動計画(仮称)策定に関する基本的事項について」提出 ・女性センターオープン 	<ul style="list-style-type: none"> ・「乳幼児をかかえる親の意識・実態調査」実施 ・第1回レディス文化祭開催
1995 (7)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回国連世界女性会議北京で開催 ・「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護休業法成立 99年から導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年女性課を福祉部から生活文化部に改編「女性政策審議監(次長級)」設置 ・「みえの男女共同参画推進プランーアイリス21」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議NGOフォーラム女性海外研修派遣

1996 (8)	<ul style="list-style-type: none"> ・国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」策定 ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年女性課に男女共同参画室創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性初市議会副議長誕生 ・企画振興部に女性課誕生 ・「伊勢市職員の意識と生活実態調査」実施 ・「伊勢市れいんぼうプラン懇話会」の設置 ・「れいんぼうフォーラム」開催(男女共同参画社会の実現に向けての活動支援会議)総理府、男女共同参画推進本部、三重県との共催
-------------	--	---	---

西暦 (元号)	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	伊勢市の動き
1997 (9)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置法施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・女性問題に関するアンケート実施 ・伊勢市男女共同参画れいんぼうプラン策定
1998 (10)			<ul style="list-style-type: none"> ・アイリス21推進連携会議(アイリスネットワーク)設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーの日設置 ・審議会等への女性委員登用推進要綱制定 ・いせトピアに女性室設置 ・女性情報紙れいんぼう創刊
1999 (11)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法公布施行 ・改正男女雇用機会均等法・労働基準法(女性の参画の促進を規定) ・食料・農業・農村基本法 施行 ・農山村男女共同参画指針 		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性週間三重のつどい」女性少年室・県と共催 ・職員セクハラ防止マニュアル作成
2000 (12)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)「政治宣言」「成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法施行 ・児童虐待防止法施行 ・ストーカー行為等の規制等に関する法律施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県男女共同参画推進条例公布 ・日本女性会議2000津開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員セクハラ苦情処理要綱施行 ・男女共同参画アドバイザー設置(小俣町)

		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基本計画策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画意識・生活実態アンケート実施(小俣町)
2001 (13)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に「男女共同参画局」設置 ・「男女共同参画会議」設置 ・DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「三重県男女共同参画審議会」設置 ・「女性センター」を「男女共同参画センター」に改称 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画課と課名変更 ・男女共同参画都市宣言 ・女性模擬議会開催 ・男女共同参画に関する市民意識と生活実態調査実施 ・伊勢市男女共同参画推進懇話会設置
2002 (14)			<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市男女共同参画推進条例施行 ・伊勢市男女共同参画審議会設置 ・いせファミリーサポートセンター設置

西暦 (元号)	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	伊勢市の動き
2003 (15)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市男女共同参画基本計画(第2次いんぼうプラン)策定
2004 (16)		<ul style="list-style-type: none"> ・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ・「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」(子ども・子育て応援プラン)決定 		<ul style="list-style-type: none"> ・いせトピアの女性室を「いんぼうルーム」に名称変更
2005 (17)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会(通称「北京+10」)開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」(第2次)策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画第二次実施計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参画交流課に男女共同参画係を設置
				<ul style="list-style-type: none"> ・新伊勢市誕生(旧伊勢市、小俣町、二見町、御菌村が合併)

2006 (18)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合を東京で開催		・三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画策定	・男女共同参画懇話会設置 ・男女共同参画都市宣言
2007 (19)		・「改正男女雇用機会均等法」施行	・男女共同参画基本計画(改訂版)策定 ・「男女共同参画基本計画第三次実施計画」策定	・伊勢市男女共同参画推進条例施行 ・伊勢市男女共同参画審議会設置 ・女性初市議会議長誕生
2008 (20)		・「パートタイム労働法」改正		・伊勢市男女共同参画基本計画策定
2009 (21)		・「育児・介護休業法」改正	・三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画改定	・男女共同参画市民意識調査実施
2010 (22)	・第 49 回国連婦人の地位委員会(通称「北京+15」)開催	・「第3次男女共同参画基本計画」策定		
2011 (23)			・第2次男女共同参画基本計画策定 ・三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画改定	

西暦 (元号)	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	伊勢市の動き
2012 (24)	・第 56 回国連婦人の地位委員会開催「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択			・男女共同参画市民意識調査実施 ・男女共同参画に関する事業所調査実施
2013 年 (25)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・「ストーカー規制法」改正		・「第2次男女共同参画基本計画」策定
2014 (26)	・第 58 回国連婦人の地位委員会開催「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・男女雇用機会均等法改正 ・次世代育成支援対策推進法改正 ・パートタイム労働法改正	・三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画改定 ・女性の活躍推進三重県会議設立	

2015 (27)	・第59回国連婦人の地位委員会(通称「北京+20」)開催	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定		
2016 (28)	・伊勢志摩サミット開催			・男女共同参画都市宣言10周年記念事業実施 ・女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画策定
2017 (29)			・「第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」策定 ・三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画改定	・男女共同参画市民アンケート実施 ・男女共同参画に関する事業所調査実施

※平成17年合併までは旧伊勢市の動き、旧伊勢市以外の動きは()で合併前の町を表示

6 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

号

改正 平成11年7月16日法律第102号

改正 平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必

要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配

慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共

同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施

策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により、審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

7 三重県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条—第12条）

第3章 三重県男女共同参画審議会（第13条—第18条）

附則

21世紀を迎え、私たちが目指す社会は、すべての人々の人権が保障され、一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会である。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会である。

また、少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展をはじめとする急激な社会経済情勢の変化に対応するために社会構造の变革が求められているが、新しい社会構造の前提となり、基礎となるものが、男女共同参画社会である。

三重県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、不当な差別をなくし、人権が尊重される社会の実現を図ることを明らかにするとともに、男女共同参画を推進するための計画を策定し、様々な取組を行ってきたところであるが、現状においては、男女の性別による差別及び固定的な役割分担意識並びにこれらに基づく制度及び慣行が根強く存在し、男女平等の実現や男女共同参画の推進を妨げる要因となっている。

このような認識から、三重県は、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ、男女共同参画社会を実現することが重要かつ緊急の課題であると位置づけ、その社会の実現のために、県民、事業者及び市町と協働して、総合的かつ計画的に取り組むことを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本目標を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町が協働して取り組み、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本目標)

第3条 男女共同参画社会を実現するため、次の基本目標を設定する。

- 一 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- 二 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること。
- 三 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- 四 男女が家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる環境を整備すること。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策について、県民、事業者及び市町と協働して実施するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、男女の性別による差別的取扱いを排除するとともに、固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善するよう努めなければならない。

2 県民は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女が、職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業活動において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県と市町との協働)

第7条 県は、市町に対し、県と協働して、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力を行うものとする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第1号の施策の大綱には、次に掲げる事項について定める。

一 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な事項

二 男女共同参画を推進するための教育、啓発及び広報に関する事項

三 男女共同参画に関する相談及び苦情に対応するために必要な事項

四 性別に基づく暴力及び性的いやがらせ等の防止並びに被害者の救済及び支援のために必要な事項

五 家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるようにするために必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関して必要な事項

- 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第13条第1項の三重県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、広く県民等から意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 6 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置への協力)

第9条 県は、市町が積極的改善措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

- 2 県は、県民及び事業者が、その属する地域、職場その他の分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、基本計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(年次報告)

第12条 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第3章 三重県男女共同参画審議会

(三重県男女共同参画審議会)

第13条 知事は、三重県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
 - 一 基本計画に関して、第8条第4項に規定する事項を処理すること。
 - 二 知事の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。
 - 三 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する評価を行うこと。
- 3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第14条 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員の任期)

第 15 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 16 条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第 17 条 審議会に、その事務を行うため、部会を置くことができる。

2 専門の事項を調査するために必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。

(委任)

第 18 条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 47 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

附 則 (平成 17 年 10 月 21 日三重県条例第 67 号)

この条例は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第 31 号

改正 平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号

改正 平成 19 年 7 月 11 日法律第 113

号

改正 平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号

改正 平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等(第 2 条の 2・第 2 条の 3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条—第5条)

第3章 被害者の保護(第6条—第9条の2)

第4章 保護命令(第10条—第22条)

第5章 雑則(第23条—第28条)

第5章の2 補則(第28条の2)

第6章 罰則(第29条・第30条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに

第12条第1項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶

者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日にお

ける言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、

同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは、「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを

含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターにかかる部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

9 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 基本方針等(第5条・第6条)

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)

第2節 一般事業主行動計画(第8条—第14条)

第3節 特定事業主行動計画(第15条)

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第16条・第17条)

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第18条—第25条)

第5章 雑則(第26条—第28条)

第6章 罰則(第29条—第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に

関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に

即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、

厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第八条第一項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。

以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関

により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違

反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、

政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

10 用語解説

i 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

ii 男性中心型労働慣行

勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行をいいます。

iii 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）

配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するため、被害者の相談、保護、自立支援等の体制を整備

し、裁判所が発する接近禁止命令や退去命令について規定しています。

iv **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）**

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的に、平成 27 年 8 月に成立。10 年間の時限立法。平成 28 年 4 月 1 日から、301 人以上の労働者を常時雇用する事業所と、事業主としての国や地方公共団体には、女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定と公表が義務づけられました。常時雇用する労働者が 300 人以下の民間事業所については努力義務。

v **国際婦人年**

昭和 47 年の第 27 回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、昭和 50 年を国際婦人年とすることが決定されました。

vi **国連婦人の十年**

昭和 50 年の第 30 回国連総会において、昭和 51 年～昭和 60 年を「国連婦人の十年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言されました。女性問題解決に国際的に取り組むことを宣言した昭和 51 年～昭和 60 年の期間をいいます。

vii **女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）**

昭和 54 年国連総会で採択された女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念にした条約。日本は昭和 55 年に署名し、昭和 60 年に批准、発効しました。あらゆる分野における性による差別の禁止と差別撤廃に必要な法的措置を講じるとともに、法制度だけでなく、慣習や慣行等個人の意識を変革するよう求めています。

viii **エンパワーメント**

力をつけること。本来持っている力を回復させることをいいます。男女共同参画の推進には、女性が自己決定力や社会的、政治的、経済的、文化的な力をつけること、特に政策、方針決定の場に参画できる能力などを身につけることが重要です。

ix **男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）**

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的としています。平成 11 年 4 月に改正され、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止されました。

x **ストーカー行為**

同一の者に対して執拗に、つきまとい、待ち伏せ等を繰り返し、相手に迷惑や攻撃、被害を与える行為をいいます。平成 12 年 5 月には、ストーカー行為等を処罰するなど必要な規制と、被害者に対する援助等を定めた、ストーカー規制法（ストーカー行為等の規則等に関する法律）が制定されています。

xi **合計特殊出生率**

女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの年齢別の出生率を合計し、1人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均を表したものです。

xii **人口置換水準**

長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準

xiii **家族経営協定**

農業経営を担っている世帯員相互間のルール（経営方針や役割分担、収益の分配方法、労働時間・休日などの就業条件、生活運営等）を文書にして取り決めたものです。

xiv **ワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」）**

仕事、家庭生活、地域生活などさまざまな活動を、自らの希望するバランスで展開できる状態

15 **ドメスティック・バイオレンス（DV）**

日本語に直訳すると「家庭内暴力」ですが、一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力のことです。心理的暴力、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力などを含みます。

16 **セクシュアル・ハラスメント**

性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な発言や行動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、性的な冗談やかからかい、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれます。特に雇用の場においては、女性労働者とその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されることとされています。

17 **メディア・リテラシー**

メディア(新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、雑誌など)の伝えている情報を主体的に読解・活用する能力と、メディアを使って表現する能力をいいます。メディアの伝えている情報を視聴者や読者として、無批判で受動的に受け止めるだけでなく、批判する力を育て、メディアを使った発信能力を持つことが必要になります。

18 **ジェンダー不平等指数（G I I）**

国連開発計画による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。「保健分野」「エンパワーメント」「労働市場」の3側面5指標から構成されています。

19 **ジェンダー・ギャップ指数（G G I）**

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治的分野及び保健分野のデータから算出されます。0が完全不平等、1が完全平等を意

味しており、性別による格差を明らかにできるものです。具体的には、「経済分野」「教育分野」「保健分野」「政治分野」の4側面12指標データから算出されます。

20 放課後児童クラブ

親が働いていて放課後の保育を十分に受けることができない主に小学校低学年児童等に対し、家庭にかわる保育を行う施設・事業。「学童保育」とも呼ばれています。

21 ファミリーサポートセンター

保育等について、援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、地域において相互援助活動を行う組織です。

22 ジェンダー(社会的性別)

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)とといいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

23 LGBT

レズビアン、ゲイ、バイセクシャル(両性愛者)、トランスジェンダー(性同一性障害を含む)の頭文字を取った総称であり、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)を指します。個々人のセクシュアリティは、①身体の性、②心の性、③好きになる性の組み合わせでできているので、実際には多様性があります。

24 パワー・ハラスメント

仕事上の上下関係・権利関係を不当に利用することによる嫌がらせ、いじめなどです。職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く環境を悪化させあるいは雇用不安を与えることとなります。

25 こども家庭相談センター

子育ての悩み、児童虐待、配偶者間のトラブル、DVなどの女性相談等の機能を併せ持つ、市の機関です。

26 配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供、その他の援助などを行います。県の婦人相談所その他の適切な施設に設置されています。

27 JKビジネス

主として「JK」、すなわち「女子高校生」などの児童を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、性的なサービスを客に提供させるもので、性的な暴力等の被害に遭う問題や、本人の意に反してAV（アダルトビデオ）への出演を強要される問題が発生するなど、若年層の女性を狙った深刻な問題となっています。

第3次伊勢市男女共同参画基本計画（第3次れいんぼうプラン）

発 行：伊勢市環境生活部 市民交流課

住 所：〒516-8601

三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

T E L：0596-21-5513

F A X：0596-21-5642

E-mail：kouryu@city.ise.mie.jp

発行年月：平成30年3月